# 平成 23 年度~平成 25 年度

「ふじさわの新しい公共」を担う<br/>
活発な市民活動の実現を目指して

# 藤沢市市民活動推進計画



# 「ふじさわの新しい公共」を担う 活発な市民活動の実現を目指します

1995年の阪神・淡路大震災を契機として、「市民活動」の重要性が改めて認識されました。1998年には特定非営利活動促進法が制定され、市民活動・ボランティア活動に対する社会的関心が一層高まり、地域の活動に参加する人々は年々増加しています。

藤沢市でも、古くから市民の皆様や多様な市民団体による活動が盛んで、 これが推進力となって創造性豊かな活力ある地域社会が育まれてきまし た。

2001年には、市民活動推進条例を制定し、また市民活動推進センターを開設するなど、誰もが市民活動に参加しやすい環境の整備を進めてまいりました。一方、2005年に策定した市民活動推進計画により、市民・市民活動団体・行政が協働してまちづくりを行うための仕組みが充実されました。

そして、いよいよ今年度、藤沢市の将来の夢を描いた「藤沢市新総合計画~私たちの政府が創る、いまも未来も住み続けたいまち湘南ふじさわ~」がスタートしました。この計画を実現させるためには、市民の皆様をはじめ、地域や学校、さまざまな団体、企業、行政が積極的に連携・協力することが不可欠です。このリーダー的な役割を果たすのが、市民活動団体の皆様です。

今回改定した市民活動推進計画では「『ふじさわの新しい公共』を担う活発な市民活動の実現を目指します」を目標として、3つの指針と15の施策を掲げています。皆様のご理解とご協力があってこそ、市民の皆様と地域が主体となる「藤沢づくり」を推進していくことができると考えておりますので、引き続きお力添えくださいますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、計画案をまとめていただいた藤沢市市民活動推進委員会委員の皆様、並びに、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

2011年(平成23年)3月

海衣根精典

# 【目次】

はじめ	こ~藤沢市市民活動推進計画とは	• • • • • 1
第1章	市民活動における現在の潮流	• • • • 3
第2章	本市における市民活動の現状	• • • • 5
第1節 第2節	本市における市民活動の推進に関する取り組み状況 本市の市民活動推進施策の現状と課題	5
第3章	市民活動の推進に関する基本理念	• • • • • 11
第1節 第2節	本市における市民活動の推進に関する基本理念 藤沢市新総合計画における基本理念	· · · · 11 · · · · 11
第4章	市民活動を推進するための取り組み	• • • • 13
第1節 第2節 指針1 指針2 指針3 第3節	藤沢市市民活動推進計画の目標 基本的な指針及び基本的な施策 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境 市民活動団体の自立と活動に対する支援 市民活動団体の多様な協働の推進 藤沢市市民活動推進計画の推進体制及び進捗管理	・・・・13 ・・・・14 竟の整備 ・・・17 ・・・22 ・・・27 ・・・32
資料編		
2.藤沢 3.藤沢 4.「藤沢	市市民活動推進条例 市市民活動推進計画策定経過 市市民活動推進委員会委員名簿 R市市民活動推進計画 (素案)」についてのパブリックコメント 市市民活動推進センター「市民活動団体の活動状況調査」アン	

#### はじめに~藤沢市市民活動推進計画とは

本市では、藤沢市市民活動推進条例第3条に掲げる基本理念「市民活動」が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。」に則り、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるため、同条例で設置する藤沢市市民活動推進委員会の調査審議を踏まえ、公益²的な市民活動を行い、または行おうとするものを対象として、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年における「藤沢市市民活動推進計画」を策定しました。

この藤沢市市民活動推進計画は、「ふじさわ総合計画2020」の基本計画における基本目標7「全ての市民が協働してすすめるまち」を実現するため、これまで、本市における市民活動が活発に行われるため、様々な市民活動推進施策を行ってきました。

現計画の策定から概ね5年が経過し、その間に社会情勢の変化や法令改正が行われ、 市民活動団体や特定非営利活動法人を取り巻く状況も変わってきました。

また、平成22年度に策定され、平成23年度から始まる藤沢市新総合計画では、「わたしたちの政府が創る、いまも未来も住み続けたいまち『湘南ふじさわ』」を将来像とし、新しい都市ビジョンと方向性を掲げました。

このような様々な状況の変化に対応するため、現在までの実施施策や成果の検証を踏まえ、新しい「藤沢市市民活動推進計画」を策定しました。

藤沢市市民活動推進計画は、藤沢市市民活動推進条例第7条に基づいて定められ、(1)活動の場所の整備、(2)情報の収集及び提供、(3)市民活動を行うものに対する支援、(4)市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進、の基本施策を、総合的かつ計画的に行うための計画です。

本計画は、藤沢市新総合計画を踏まえながら、その実施計画との連携を図るため、 平成23年度から平成25年度までの3ヵ年の計画として策定しました。

<sup>「</sup>市民活動:市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない(市民活動団体が活動によって得た利益や資産を構成員に分配しない)活動であって次の各号のいずれにも該当するものをいいます。

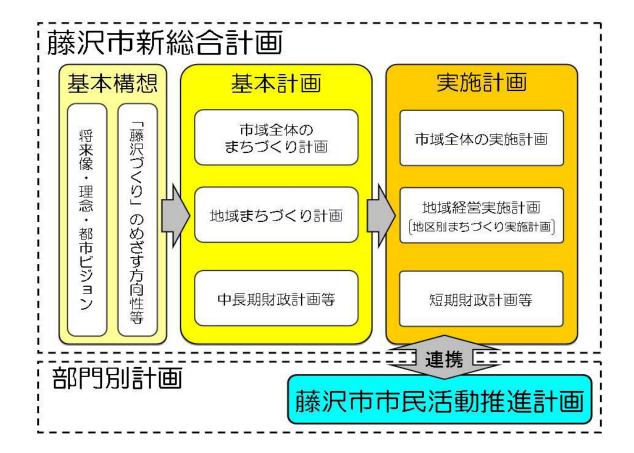
<sup>(1)</sup> 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。

<sup>(2)</sup> 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。

<sup>(3)</sup> 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(党外候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 公益: 広く社会全般の利益、あるいは、不特定多数の者の利益を意味し、私益(一個人や一組織の構成員のための利益) や共益(組織の構成員も含め、共通の利害関係者のための利益) を超えた社会全体の利益(不特定多数の利益) をいいます。

#### 【市民活動推進計画と新総合計画の関係】



#### 第1章 市民活動における現在の潮流

平成18年度に藤沢市市民活動推進計画が策定されてから本年度までの5年間における市民活動を取り巻く状況を概観すると、幾つかの特徴的な動きがあることが分かります。

第1は、2006年(平成18年)5月に公益法人制度改革関連3法が成立し、2009年(平成21年)3月には全国初の公益社団法人が誕生したことが挙げられます。新公益法人制度では公益性の認定に明確な基準が設けられましたが、今後、市民活動団体や特定非営利活動法人(以下、NPO法人)の活動に対する評価という面では少なからず影響を与えるものと思われます。

第2は、特定非営利活動促進法(NPO法)が1998年(平成10年)12月に施行されてから10年が経過したことです。

2010年(平成22年)5月末には全国で認証されたNPO法人数が4万を超えましたが、市民活動団体やNPOが社会的な存在であるという認識が高まった一方で、その役割に対する期待が急速に膨らんだ時期であるといえます。

第3は、2009年(平成21年)9月の第173回国会における鳩山総理の所信表明演説に基づき、2010年(平成22年)1月に「新しい公共」円卓会議が設置され、「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政などに広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについての議論が国レベルで行われていることです。

同会議が同年6月に発表した「新しい公共」宣言では、「新しい公共」の具体的なイメージを幾つか提示しています。これまで地方自治体が推進してきた市民活動団体やNPOの活動に対する基盤整備や協働事業を国の施策として展開するようになれば、我が国の社会構造自体が変革する可能性もあります。

「新しい公共」の具体的なイメージ
□非営利セクターの活性化とソーシャルキャピタル³の育成
□新しい公共を担う社会的・公共的人材の育成
□公共サービスのイノベーション⁴
□新しい発想によって地域の力を引き出す
□「共感とコミットメント <sup>5</sup> 」の経済活動による社会のつながりの形成
□民間による組織的な公共的支援活動

<sup>3</sup> ソーシャルキャピタル:人々の協調行動が活発化することにより社会の効率性を高めることができるという考え方のもとで、「社会的ネットワーク」とそこから発生する「規範」と「信頼関係」などの社会組織のことを示します。

<sup>4</sup> イノベーション:物事の「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」(を創造する行為) のことで、新しい技術の発明だけでなく、新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を示します。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 共感とコミットメント:コミットメントは「委任、約束、責任」という意味で、ある目標などに対して、 メンバーが心から共感し、お互いの責務に基づいて、目標の実現に取り組むことを意味します。

第4は、神奈川県が、2010年(平成22年)3月に「ボランタリー団体 <sup>6</sup>等と県との協働の推進に関する条例」を制定したことです。

ボランタリー団体等との協働に関する施策と、その基盤となるボランタリー活動の 促進に関する施策を安定的・継続的に推進していくための条例が県レベルで制定され たことにより、行政、県民、ボランタリー団体、企業など、地域で活動する様々な主 体が協働して、ともに公共を担う協働型社会づくりがさらに推進されることが期待さ れます。

第5は、藤沢市が2011年(平成23年)から始まる新総合計画の策定にあたって、「市民・企業等と行政によるパートナーシップ(新しい公共づくり)」を基本理念の一つとしていることです。

市民、市民ボランティア、NPO、大学、企業等の知恵と力を集め、民間と行政のパートナーシップを強化することにより、それぞれの持つ資源やノウハウを活用して、多様な主体との公民連携による「新しい公共」づくりが推進されることとなります。

今回、藤沢市市民活動推進計画の改定にあたっては、こうした現在の潮流を敏感に 反映するとともに藤沢らしさを重視し、その上で実現性と実効性の高い項目に比重を 置いて構成することとしました。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> ボランタリー団体:ボランタリー活動※に取り組む NPO 法人、法人格を持たない団体及び個人を示します。(神奈川県 ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例第2条第2項) ※ボランタリー活動:不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動で次の各号のいずれにも該当しないものを示します。

<sup>(1)</sup> 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

<sup>(2)</sup> 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

<sup>(3)</sup> 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

<sup>(</sup>神奈川県 ボランタリー団体等と県との協働の推進に関する条例第2条第1項)

#### 第2章 本市における市民活動の現状

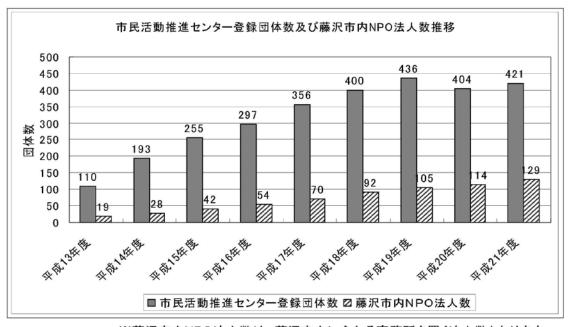
#### 第1節 本市における市民活動の推進に関する取り組み状況

本市における市民活動の推進の取り組みは、2000年(平成12年)9月から藤 沢市市民活動推進検討委員会において行われ、翌年3月に本市の市民活動の指針となる報告書「藤沢市の市民活動の推進を目指して」が市に提出されました。さらに2001年(平成13年)4月には(仮称)藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会が発足し、藤沢市市民活動推進センターの運営及び藤沢市市民活動推進条例の内容について検討を進め、同年10月1日に藤沢市市民活動推進条例を施行、同年12月15日には公益的市民活動の拠点施設として藤沢市市民活動推進センターを開設しました。

市民活動推進センターについては、2005年(平成17年)4月1日から、指定管理者制度が導入され、現在は、2008年(平成20年)4月1日から5年間、指定管理者であるNPO法人が管理運営を行っています。

この指定管理者は、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する情報の収集及び 提供、市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会の提供、 市民活動に関する相談受付、市民活動に関する人材の育成及び交流の推進、市民活動 に関する調査及び研究を行っています。市民活動推進センターにおける平成21年度 の年間延利用者数は34,708人で、1日利用平均人数は113人になっています。 市民活動推進センターにおける市民活動団体の平成21年度末登録団体数は421団 体となっており、平成13年の開設当初に比べて4倍近くに増加しています。

また、藤沢市内に拠点を置くNPO法人の数も年々増加しており、平成21年度末では129法人が認証を受けています。



※藤沢市内NPO法人数は、藤沢市内に主たる事務所を置く法人数となります。

また、2005年(平成17年)9月には、平成18年度から平成22年度までの5カ年にわたる当初の藤沢市市民活動推進計画を策定し、この計画をもとに施策を展開しました。

当初の計画の初年度となる平成18年度からは、市民活動団体への財政的な支援として、公益的市民活動助成事業を実施し、市民を対象とした公益的な市民活動の事業に対して、初期コースと発展コースの二段階に分けて、助成を行っています。これまで、初期コースについては延べ16団体、発展コースについては延べ33団体に助成を行っています。

また、同年度から、市民活動団体と市がお互いに事業を提案し、協働で行う「相互 提案型協働モデル事業」を実施しています。この事業は、地域社会の課題を市民の視 点や発想から解決し、市民生活の向上につなげていくことを目指すものです。平成2 2年度までに実施した事業数は、市提案協働事業(原則3年実施)が12事業、市民 活動団体提案協働事業(1年実施)が8事業を実施しています。

#### 【本市の市民活動の推進に関する取り組み経過】

年 月	本市の取り組み	国及び神奈川県の取り組み
1996年 4月		(県)かながわ県民活動サポートセンター開設
(平成8年)		(県)かながわボランタリー活動推進基金21設置
1998年 3月		(国)特定非営利活動促進法施行
(平成10年)		A THE SECRET PROPERTY OF THE SECRET PROPERTY PROPERTY OF THE SECRET PROPERTY PROPERT
2000年9月	藤沢市市民活動推進検討委員会設置	
(平成12年)		
2001年 4月	藤沢市市民活動サポートセンター開設委員会	
(平成13年)	VPACTED (1) 17 C TOTAL BOOK IN DATE OF THE STATE OF THE S	
10月	藤沢市市民活動推進条例施行	
12月	藤沢市市民活動推進センター開設	
2002年 4月	藤沢市市民活動推進委員会設置	
(平成14年)	Website Fig. 1 to 22 for What is because the 20 for the	CONTRACTOR NAME OF THE PARTY OF
2004年10月		(県)NPO・ボランティア相談ネットワークかながわ
(平成16年)	4212 S. 1024 SECTION 1821 CONT.	開設
2005年 9月	藤沢市市民活動推進計画策定	
(平成17年)		
2006年 4月	公益的市民活動助成事業開始	
(平成18年)	相互提案型協働モデル事業開始	
	市民活動コーナー開始	
2007年 4月		(県)かながわコミュニティカレッジ開設
(平成19年)		(=) () 14.4 ( ) # BB # = 4.4 ( )
2008年12月		(国)公益法人改革関連三法施行
(平成20年)	八世孙士皇子和 即 金木香 加工	
2009年12月	公益的市民活動助成事業一部改正	
(平成21年)	(発展サポート制度導入)	/図)「蛇」ハハサ・四点会議記署
2010年1月(平成22年)		(国)「新しい公共」円卓会議設置
	<b>お万世を刑力係エニ』を含むこ</b>	/県/ギニンカリー中はも同しのわ様の世帯に関する
4月	相互提案型協働モデル事業から 市民活動団体提案協働事業に変更	(県)ボランタリー団体と県との協働の推進に関する 条例施行
6月	の	米別地1]   (国)「新しい公共」宣言

#### 第2節 本市の市民活動推進施策の現状と課題

平成18年度からの市民活動推進計画では、4分野について諸課題をまとめ、課題 ごとに基本的な指針と施策を定め、市民活動の推進に取り組んできました。 その取り組み状況を検証しながら導き出された課題についてまとめています。

#### 指針1 活動の場の確保について

#### 【基本的な施策及び具体的な取り組み】

- (1) 既存の公共施設の利用促進について
  - ①公共施設の予約システムの導入
  - ②公益的市民活動助成対象事業の市民センター利用
  - ③市民の家の広報掲載
  - ④学校(特別教室)の開放
- (2) 民間の活用できる場の確保について
  - ①商店街空き店舗活用事業支援補助金の活用
  - ②日本生命相互会社ライフプラザ湘南セミナールームの利用
- (3) 市民活動推進センターの機能の拡充と利用促進について
  - ①交流スペースや多目的スペースの設置
  - ②作業スペースに印刷機・コピー機・紙折り機・裁断機を設置
  - ③ロッカー(大)24、(小)72、レターケース150設置
  - ④インターネット上から会議室の空き情報が閲覧可能
  - ⑤講座等の開催や交流機会の提供
- (4)活動の場の利用における市民理解の向上に向けた取り組みについて
  - ①協働事業の広報特集(市民の理解向上)
  - ②協働事業に係る職員向け講演会実施

#### 【課題等】

- (1) 公共施設の有効活用や利用制限の緩和に向けた検討
  - ①利用率の低い公共施設の活用
  - ②市民活動における公共施設の利用制限の緩和
- →市民活動推進センター以外の公共施設を利用している市民活動団体: 25.9%
  - (2010年8月藤沢市市民活動推進センター「市民活動団体の活動状況調査」アンケート結果 (以下、推進センターアンケート結果)より)
- (2) 活動の場の確保に対する支援の検討
  - ①市民活動を行う場所の情報収集機能の充実
- →事務所や専用スペースを持たない市民活動団体:74.4%(推進センターアンケート結果より)
- (3) 市民活動拠点施設の拡充に向けた検討
  - ①市民活動推進センターの利用状況や登録団体の活動状況の把握
- →活動や打ち合わせに市民活動推進センターを一番多く使用する市民活動団体: 41.0%

(推進センターアンケート結果より)

#### 指針2 情報の収集と提供について

#### 【基本的な施策及び具体的な取り組み】

- (1) 行政の「情報窓口」の設置について
  - (1)市民活動推進センター主催事業の広報紙掲載(民間助成説明会等)
  - ②公益的市民活動助成事業や相互提案型協働モデル事業の公開プレゼンテーションなどの周知
  - ③市民活動推進センターホームページ上で市民活動団体の情報収集と発信する場の提供
  - 4国・県・市等の施策の情報提供
  - ⑤助成関連情報を市民活動推進センター「情報クリップ」で周知
- (2)情報流通のネットワーク化の検討について
  - ①相互リンク・メーリングリストの活用
  - ②地域活性化包括協定に基づく助成事業等のチラシ配布
- (3) 庁内情報発信体制の確立について
  - (1)市の補助金要綱等を市ホームページに掲載(助成金の内容等の公表の推進)
- (4) 市民活動情報コーナーの設置について
  - ①16カ所(市民センター・公民館、片瀬しおさいセンター、済美館、市庁舎本館)に設置
- (5) 市民活動団体の実態調査について
  - ① 平成19年度 市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査
  - ②平成20年度 高校生のボランティア体験意識調査
  - ③平成21年度 市民活動団体におけるホームページ等利用状況及び内容に 関する調査
  - ④平成22年度 市民活動団体の活動状況調査

- (6) ふじさわポータルサイト・市民電子会議室・みんなで育てるふじさわ電縁マップの活用について
  - ①えのしま・ふじさわポータルサイトの開設
- (7) 市民活動推進センターの情報発信機能等の拡充
  - ①「ニューズレター」の発行(月1回)
  - ②「情報クリップ」の発行(月1回)
  - ③ホームページのリニューアル(2008年6月、2010年4月)
  - ④メールマガジンの発信(年25回)
  - ⑤市民活動データベースの作成
  - ⑥情報ラック、掲示板による情報提供

#### 【課題等】

- (1) 市民活動に必要な情報の集約と提供の体制整備づくり
  - (1)市民活動に必要な情報の集約と提供の体制の充実
- →必要な情報を入手するために、市民活動推進センターを利用する市民活動団体: 45.1%、インターネットを利用する市民活動団体: 42.1%(推進センターアンケート結果より)
- (2) 市民活動団体等の情報発信の検討
  - ①市民活動に対する認知度の向上
- →市民活動に関心がある市民: 69.7%、NPOがどんなサービスや事業を行っているか知らないため、サービス等の利用を希望しない市民: 40.0%

(平成20年度市政モニターアンケート結果より)

→NPO 活動やボランティア活動への参加経験がある市民: 26.7% (2010 年 8 月「藤沢の選択・1 日討論」事前アンケート結果より)

#### 指針3 財政的な支援について

#### 【基本的な施策及び具体的な取り組み】

- (1) 助成制度の創設
  - ①公益的市民活動助成事業を実施
- (2) 自主財源を確保するための側面支援策について
  - ①「情報クリップ」に民間助成情報の掲載
  - ②タウン誌への市民活動団体の周知宣伝活動
- (3) 既存の助成制度の周知・活用について

①市の補助金要綱等を市ホームページに掲載(助成金の内容等の公表の推進)

#### 【課題等】

- (1) 公益的市民活動に対する助成制度の実施
  - ①公益的市民活動助成事業における助成額等の検証及び市民活動団体に 対するフォロー体制整備が必要
- →公益的市民活動助成事業について、知らない市民活動団体:44.7%、知っているが応募したことはない市民活動団体:43.6%(推進センターアンケート結果より)
- (2) 他の助成制度の周知と活用等の支援の検討
  - (1)他の市民活動に対する助成制度に関する情報提供の充実
- →行政以外の助成制度に応募した経験がある市民活動団体:28.2%

(推進センターアンケート結果より)

- ②助成申請等に対する支援
- →助成金の応募にあたって、内容の相談やアドバイスを必要とする市民活動団体: 41.7% (推進センターアンケート結果より)

#### 指針4 協働事業について

#### 【基本的な施策及び具体的な取り組み】

- (1) 相互提案型協働モデル事業の創設
  - ①相互提案型協働モデル事業を実施
- (2) 協働事業推進会議の設置
  - ①協働事業を推進する庁内組織として、協働事業推進会議を設置

#### 【課題等】

- (1) 市民活動団体提案協働事業の実施
  - ①市民活動団体提案協働事業の継続実施と市民活動団体に対するフォロー体制 整備が必要
- →他団体と連携して事業を行う際に、相談やアドバイスを必要とする市民活動団体: 64.3% (推進センターアンケート結果より)
- (2) 協働事業の推進を図るための検討
  - ①協働事業の捉え方に市民活動団体と行政との間に相違
- →市民活動団体提案協働事業について、知らない市民活動団体: 61.3%、知っているが応募したことはない市民活動団体: 32.7%(推進センターアンケート結果より)
- (3) 多様な主体との協働の推進
  - ①市民活動団体と行政との協働に加えて、地域、民間企業及び大学等の多様な 主体との連携を推進することが必要
- →他団体とのつながりの必要性を感じる市民活動団体: 74.8%、他団体と連携して事業を行った経験がある市民活動団体: 63.5%(推進センターアンケート結果より)

#### 第3章 市民活動の推進に関する基本理念

藤沢市市民活動推進条例に定める市民活動の推進に関する基本理念及び藤沢市新総合計画における基本理念に基づいて、本市における市民活動を推進していきます。

#### 第1節 本市における市民活動の推進に関する基本理念

藤沢市市民活動推進条例第3条において、市民活動の推進に関する基本理念を次のように定めています。

#### (藤沢市市民活動推進条例 第3条)

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

#### 第2節 藤沢市新総合計画における基本理念

2011年(平成23年)から始まる藤沢市新総合計画基本構想において、将来像を実現していくための基本理念を次のように定め、そのうち基本理念2及び2-2として「市民・企業等と行政によるパートナーシップ(新しい公共づくり)」を定めています。

#### (藤沢市新総合計画基本構想における基本理念)

【基本理念2】市民と創る「自律するまち」の行政システムを構築します

理念2-2 市民・企業等と行政によるパートナーシップ(新しい公共づくり) 市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の知恵と力を集め、民間と 行政とのパートナーシップを強化し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用して多様な主体との公民連携による新しい公共を形づくります。

# 基本構想の全体像

# 「私たちの政府」宣言

- ○「生活者の実感」で進める「藤沢づくり」をします。
- ○「市民力」「地域力」「行政力」を発揮する「藤沢づくり」をします。
- ○「私たちの政府」による自律と恊働の「藤沢づくり」をします。

#### 将来像 (20年後までの自律と協働の姿)

「私たちの政府」が創る、いまも未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」

将来像を実現していくための3つの基本理念

地域経営による 永続的な市民主体の 「藤沢づくり」を実現します

市民と創る「自律するまち」の行政システムを構築します

協働して 広域連携を展開します

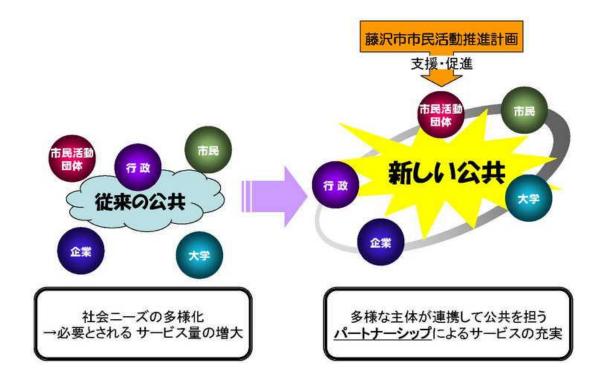
# 第4章 市民活動を推進するための取り組み

#### 第1節 藤沢市市民活動推進計画の目標

#### 「ふじさわの新しい公共」を担う活発な市民活動の実現を目指します。

市民活動の推進の基本理念及び新総合計画の基本理念に基づいて、藤沢市市民活動 推進計画の目指す目標を次のとおり定めます。

社会ニーズの多様化に伴い、公共サービスの拡大及び充実が求められている中で、これまで主に行政が担ってきた公共サービス分野において、市民・市民活動団体・民間企業・大学等と行政が連携・協力して、本市における「新しい公共」<sup>7</sup>づくりにあたって、その担い手として期待される市民活動団体等が活発な市民活動を実現することを目指します。

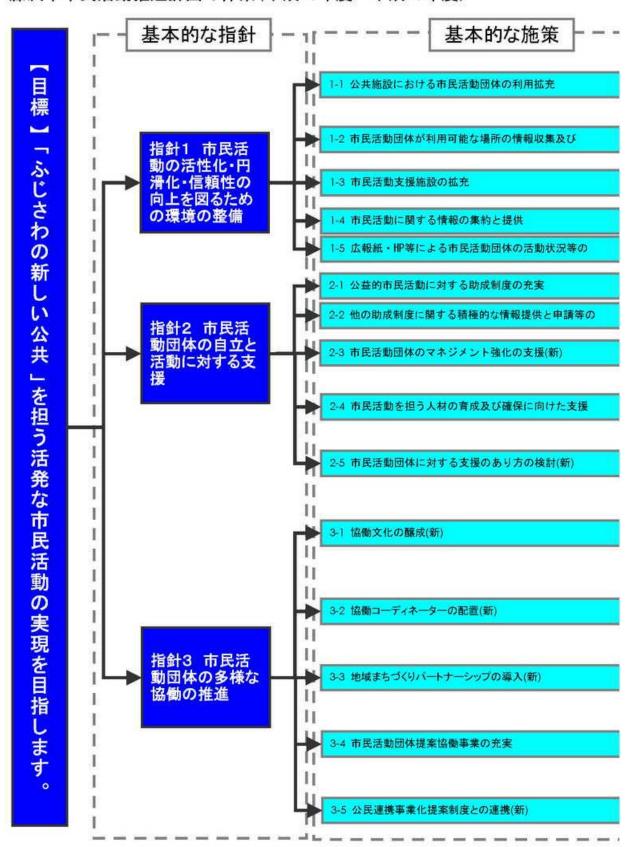


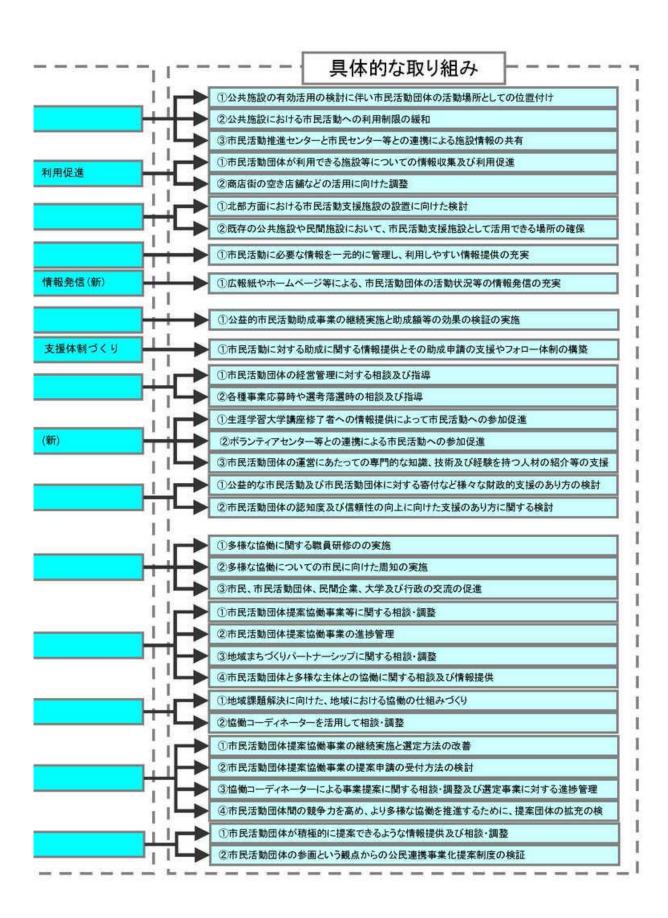
#### 第2節 基本的な指針及び基本的な施策

藤沢市市民活動推進計画の目標を達成するための基本的な指針として、3つの指針を掲げます。また、3つの基本的な指針に沿って、市民活動を推進するための15の基本的な施策を進めていきます。



#### 藤沢市市民活動推進計画の体系(平成23年度~平成25年度)





# 基本的な指針 1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための 環境の整備

本市における市民活動の活性化を目指し、 市民活動団体が円滑に活動できるよう、 また、市民の市民活動団体に対する信頼性 を向上させるための、環境及び情報提供の 整備を進めます。



#### <基本的な施策>

#### 1-1 公共施設における市民活動団体の利用拡充

- ①公共施設の有効活用の検討に伴い市民活動 団体の活動場所としての位置付け
- ②公共施設における市民活動への利用制限の緩和
- ③市民活動推進センターと市民センター等との連携による施設情報の共有



#### 【所管課】市民自治推進課、各施設所管課

#### (年次計画)

#### 平成23年度

- ①②③公共施設における利用 制限緩和に向けた課題抽出
- ①②③他市事例調査研究

#### 平成24年度

- ①②公共施設における利用制 》限緩和に向けた提案
- ③施設情報の共有化検討

#### 平成25年度

指 標	①②③市民活動団体の公共施設(市民活動推進センターを除く)利用件数		
現状値	O件		
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度
口保胆	O件	O件	130件

#### 1-2 市民活動団体が利用可能な場所の情報収集及び利用促進

- ①市民活動団体が利用できる施設等について の情報収集及び利用促進
- ②商店街の空き店舗などの活用に向けた調整



#### 【所管課】市民自治推進課、産業振興課

#### (年次計画)

平成23年度

- ①施設の情報収集・情報提供
- ②商店街空き店舗活用支援 事業との連携の検討
- ①②他市事例調査研究

平成24年度・平成25年度

- ①施設の情報収集・情報提供
- ②商店街空き店舗活用支援

事業との連携

+15 +115	①ニュースレターへの市民活動団体が利用可能な民間施設情報掲載回数			
指標	②商店街空き店舗活用団体数			
現状値	①0回	①0回		
現1人1但	②0回			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
目標値	①2回	①4回	①6回	
	②0件	②2件	②4件	

#### 1-3 市民活動支援施設の拡充

①市民活動推進センターにおける利用状況 や登録団体の活動状況を踏まえ、北部方面に おける市民活動支援施設の設置に向けた検 討

②既存の公共施設や民間施設において、市民 活動支援施設として活用できる場所の確保



#### 【所管課】市民自治推進課

#### (年次計画)

平成23年度・平成24年度 ①2市民活動支援施設のあり方及び設置等の検討 平成25年度 ①市民活動支援施設の設置等 〉 及び管理運営

12 4番	①市民活動推進センタータ	分館の利用者数		
指標 ②市民活動団体が利用可能な民間施設数				
現状値	① O人 ②1ヵ所			
現1人1但				
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
目標値	① 0人	① 0人	①3000人	
	②3ヵ所	②5ヵ所	② 7ヵ所	

#### 1-4 市民活動に関する情報の集約と提供

①市民活動推進センターにおいて、市民活動 に必要な情報を一元的に管理し、利用しやす い情報提供の充実

②市民電子会議室等における市民活動情報 を集積する場の設置による、市民活動団体等 の情報交換の充実



#### 【所管課】市民自治推進課

#### (年次計画)

#### 平成23年度

- ①関連情報収集・情報提供
- ②市民電子会議室等における 市民活動情報を集積する場

の設置

#### 平成24年度・平成25年度

- ①市民活動関連情報収集・情報提供
- ②市民電子会議室等における市民活動情報を 集積する場の充実
- ①②情報提供充実に向けた検証及び改善

+6 +=	①市民活動推進センタート	IP 更新件数	
指標②市民電子会議室における市民活動情報集積・情報交換の場の発言件数			場の発言件数
1087件			
現状値	② 0件		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	①1200件	①1300件	①1400件
	② 0件	② 240件	② 360件

# 1-5 広報紙、ホームページ等による市民活動団体の活動状況等の情報発信

①市民がさまざまな市民活動をより理解し、信頼できるようにするために、また、市民活動への参加を促すため、広報紙やホームページ等による、市民活動団体の活動状況等の情報発信の充実

#### 【所管課】市民自治推進課、広報課



#### (年次計画)

平成23年度~平成25年度

- ①広報等による市民活動のPR活動
- ①情報発信充実に向けた検証及び改善

指 標	①広報ふじさわへの掲載件数		
現状値	O件		
口捶店	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値	4件	6件	8件

#### 基本的な指針2 市民活動団体の自立と活動に対する支援

市民活動団体が自立した運営を行い、 また活発な活動を行えるようにするため、 財政的な支援など、側面的な支援を 行います。



#### <基本的な施策>

#### 2-1 公益的市民活動に対する助成制度の充実

①公益的市民活動助成事業の継続実施と助成額等の効果の検証の実施



#### 【所管課】市民自治推進課

#### (年次計画)

#### 平成23年度

- ①助成制度のあり方検討
- ①他市事例調査研究

#### 平成24年度・平成25年度

①検討結果を踏まえての事業実施

指 標	①公益的市民活動助成事業申請件数		
現状値	19件		
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度
日保胆	20件	24件	28件

# 2-2 他の助成制度に関する積極的な情報提供と申請等の支援体制づくり

①行政機関及び企業等の民間助成団体の市 民活動に対する助成に関する情報提供とそ の助成申請の支援やフォロー体制の構築

#### 【所管課】市民自治推進課

# (年次計画)

平成23年度~平成25年度

- ①他機関助成制度に関する情報収集及び提供
- ①申請に関する相談受付・講座実施



指 標	①ニュースレターでの他機関助成制度情報提供回数		
現状値	12回		
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度
日保胆	12回	12回	12回

# 2-3 市民活動団体のマネジメント強化の支援

- ①市民活動団体の経営管理に対する相談及び指導
- ②各種事業応募時や選考落選時の相談及び 指導



#### 【所管課】市民自治推進課

#### (年次計画)

平成23年度~平成25年度

- ①団体の経営管理についての相談・指導及び講座実施
- ②各種事業応募前後の相談・指導

指 標	①②市民活動推進センターにおける相談・指導件数		
現状値	25件		
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度
口标吧	30件	40件	50件

#### 2-4 市民活動を担う人材の育成及び確保に向けた支援

①生涯学習大学講座修了者等への情報提供によって市民活動への参加促進

②地区ボランティアセンター等との連携による市民活動への参加促進

③市民活動団体の運営にあたっての専門的な知識、技術及び経験を持つ人材の紹介等の支援



#### 【所管課】市民自治推進課、生涯学習課、保健医療福祉課

#### (年次計画)

#### 平成23年度

①市民活動参加促進の情報提供

②地区ボランティアセンター等

- への参加促進の検討
- ③人材紹介等の支援

#### 平成24年度・平成25年度

①市民活動参加促進の情報提供

②地区ボランティアセンター等への参加促進

③人材紹介等の支援

	①市民活動への参加促進に向けた情報提供回数			
指標 ②地区ボランティアセンター等への参加者数				
	③市民活動推進センターバ	市民活動推進センターにおける人材紹介等相談件数		
	① 0回			
現状値				
	③12件			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
目標値	① 2回	① 4回	① 8回	
口标性 	② 0人	②10人	②20人	
	③16件	③20件	③24件	

#### 2-5 市民活動団体に対する支援のあり方の検討

①公益的な市民活動及び市民活動団体に対する寄付など様々な財政的支援のあり方の検討

②市民活動団体が広く市民に認知され、または 信頼を高められるような支援のあり方に関す る検討



【所管課】市民自治推進課、財政課、市民税課

#### (年次計画)

平成23年度・平成24年度

- ①財政的支援のあり方検討
- ②認知度・信頼性向上に向けた支援のあり方検討
- ①②他市事例調査研究

#### 平成25年度

①②財政的支援及び認知度・ 会員を表現した。 信頼性向上に向けた支援の あり方検討のまとめ

指 標	①②市民活動推進委員会における検討回数		
現状値	O回		
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	3回	3回	5回

#### 基本的な指針3 市民活動団体の多様な協働の推進

市民活動団体が、行政、地域、民間企業、大学等 と協働し、あるいは市民活動団体同士で協働して 多様な活動を行うための仕組みづくり等を推進 します。



# <基本的な施策>

# 3-1 協働文化の醸成

- ①多様な協働に関する職員研修の実施
- ②多様な協働についての市民に向けた周知の実施
- ③市民、市民活動団体、民間企業、大学及び 行政の交流の促進



【所管課】市民自治推進課、職員課、経営企画課

#### (年次計画)

- 平成23年度~平成25年度
- ①職員研修の実施
- ②広報等によるPR活動
- ③交流会等の実施

	①職員研修実施回数			
指 標	②広報ふじさわ掲載件数			
	③交流会実施回数			
	①0回			
現状値	②3回			
	③6回			
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①2回	①2回	①2回	
	②3回	②4回	②6回	
	③6回	③6回	③6回	

#### 3-2 協働コーディネーターの配置

市民活動団体が「新しい公共」の担い手として自立・成長し、その活動を活発化させることを目的とした、行政、地域、民間企業、大学、他の市民活動団体等の多様な主体との協働を推進するための相談・調整を担う役割として、協働コーディネーターを配置します。

①市民活動団体提案協働事業・地域まちづく りパートナーシップ等に関する相談・調整

#### ②市民活動団体提案協働事業の進捗管理

③市民活動団体と、行政、地域、民間企業、 大学、他の市民活動団体等の多様な主体との 協働に関する相談及び情報提供



#### 【所管課】市民自治推進課

#### (年次計画)

平成23年度	平成24年度	平成25年度
①調査・研究	(12)一部実施・検証	123検証結果を踏まえて
①制度設計		実施
	//	

	①協働コーディネーターの配置人数			
指 標	②進捗管理を行う市民活動団体提案協働事業数			
	③協働コーディネーターの相	談件数		
	①0人			
現状値	②0件			
	③0件			
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①0人	① 1人	① 1人	
	②0件	② 5件	② 5件	
	③0件	③10件	③30件	

# 3-3 地域まちづくりパートナーシップの導入

市民活動団体がそのミッションの実現を図るための事業を展開するにあたっての、 それぞれの地域における他の市民活動団体、民間企業、大学等との円滑な協働を支援 するための仕組みとして「地域まちづくりパートナーシップ」を導入します。

①地域における協働の仕組みづくり

②協働コーディネーターを活用して相談・ 調整



【所管課】市民自治推進課、各市民センター・公民館

#### (年次計画)

 平成23年度
 平成25年度

 ①調査・研究
 ①②一部実施・検証

 ①制度設計
 ②検証結果を踏まえて実施

指標	①②地域まちづくりパートナーシップに係る相談件数		
現状値	O件		
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	O件	5件	15件

#### 3-4 市民活動団体提案協働事業の充実

①市民活動団体提案協働事業の継続実施と選定方法の改善

②市民活動団体提案協働事業の提案申請の受付方法の検討

③協働コーディネーターによる、事業提案に 関する相談・調整及び選定事業に対する進捗 管理

④市民活動団体間の競争力を高め、より多様 な協働を推進するために、提案団体の拡充の 検討



#### 【所管課】市民自治推進課

#### (年次計画)

#### 平成23年度

①2H23 実施事業の中間検証

①②④協働事業制度のあり方 検討 平成24年度・平成25年度

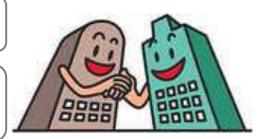
①②④検討結果を踏まえて協働事業を充実

3協働コーディネーターによる進捗管理

+比 +西	①②④市民活動団体提案協	動事業の申請件数	
指標	③協働コーディネーター相談件数		
現状値	①②④5件		
	③0件		
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	①②④8件	①②④10件	①②④10件
	③ 0件	③ 5件	③ 15件

#### 3-5 公民連携事業化提案制度との連携

- ①市民活動団体が積極的に提案できるような 相談及び情報提供
- ②「ふじさわの新しい公共」を実現する上で、 市民活動団体の参画という観点からの公民 連携事業化提案制度の検証



#### 【所管課】市民自治推進課、市民経営推進課

#### (年次計画)

平成23年度

①相談・情報提供

②市民活動団体の参画という 観点からの協働事業との比較

検証

#### 平成24年度・平成25年度

①協働コーディネーターの活用による相談・情報提供

②市民活動団体の参画という観点からの協働事業

との比較検証

指 標	①②公民連携事業化提案制度への市民活動団体等の提案件数		
現状値	8件		
目標値	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	10件	15件	20件

#### 第3節 藤沢市市民活動推進計画の推進体制及び進捗管理

藤沢市市民活動推進計画については、藤沢市市民活動推進委員会と藤沢市市民自治 調整会議において進捗管理を行います。

具体的には、PDCAサイクル<sup>8</sup>に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、各年度ごとに計画目標を定め、自己評価及び第三者評価を実施していきながら、市民活動の推進における持続的な成果を追求するとともに選択と集中による効果的な運用を図っていきます。

#### (1) 藤沢市市民活動推進委員会

藤沢市市民活動推進委員会は、藤沢市市民活動推進条例第11条第1項の規定により設置された附属機関で、学識経験者、市民活動を行う者、公募市民で構成されており、具体的な事業実施における助言を行うとともに、第三者評価として、本計画に係る進捗管理を行います。

#### (2) 藤沢市市民自治調整会議

# 【藤沢市市民活動推進計画 進捗管理工程】



藤沢市市民自治調整会議は、藤沢市庁議規則第2条第1項第5号の規定により設置 されている庁議で、各部門の総務課長等で構成されており、自己評価として、本計画 に係る進捗管理を行います。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> PDCA サイクル: 計画などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan (計画) → Do (実施) → Check (チェック・評価) → Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することを目的とするものです。

# 資料編

- 1. 藤沢市市民活動推進条例
- 2. 藤沢市市民活動推進計画策定経過
- 3. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿
- 4. 「藤沢市市民活動推進計画(素案)」についてのパブリックコメント実施結果
- 5. 藤沢市市民活動推進センター 「市民活動団体の活動状況調査」アンケート結果

#### 1. 藤沢市市民活動推進条例

平成13年9月27日 条例第8号

私たちのまち藤沢は、市民活動が活発なまちであり、これまで、様々な市民や市民活動団 体が協力し合って、創造性豊かな活力ある地域社会を築いてきた。

こうした市民の力は、これからの藤沢のまちづくりにとつてますます必要とされ、更に推進していくことが求められている。そのためには、市民一人一人が、自分自身に何ができるのかを問い直し、新たな参加・創造の主体へと変化していくことが期待されるところである。

さらに、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互に連携し、それぞれの持てる力を発揮することにより、人間性豊かな地域社会を形成していくことがこれまで以上に大切なこととなっている。

とりわけ、市民活動が市民の自主的な参加によって行われるあらゆる分野における自発的な活動であることにかんがみ、市民活動の自主性と自発性を尊重し、その活動の環境を整備し、あわせて、より効果的な行政との協働システムの構築に向けた総合的な施策を推進していくため、ここにこの条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定め、 並びに市民活動推進センターを設置することにより、市民活動の総合的かつ計画的な推進 を図り、もつてこの市にふさわしい人間性豊かな地域社会の形成に寄与するとともに、市 民、市民活動を行うもの、事業者及び市による協働型社会の実現に資することを目的とす る。

#### (定義)

- 第2条 この条例において「市民活動」とは、市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的と しない活動であつて次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動でないこと。
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動でないこと。
  - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動でないこと。

#### (基本理念)

第3条 市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の 尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関 係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのつとり、市民活動推進計画を策定し、市民活動を推進するための総合的な施策を講じ、市民活動が活発に行われるための環境の整備に努めるものとする。

#### (市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、第3条の基本理念にのつとり、活動を行うとともに、その 活動の内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

#### (事業者の協力)

第6条 事業者は、市民活動の意義を理解するとともに、その推進に協力するよう努めるものとする。

#### (市民活動推進計画)

- 第7条 市長は、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 推進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 市民活動の推進に関する市の基本的な指針
  - (2) 市民活動の推進に関する市の基本的な施策(以下「基本施策」という。)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関する重要な事項
- 3 市長は、推進計画を策定しようとするときは、藤沢市市民活動推進委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

#### (基本施策)

- 第8条 基本施策には、市民活動の推進に関する次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 活動の場所の整備に関すること。
  - (2) 情報の収集及び提供に関すること。
  - (3) 市民活動を行うものに対する支援に関すること。
  - (4) 市民,市民活動を行うもの、事業者及び市の連携並びにこれらの交流の推進に関す

ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、基本施策として必要な事項

(市が行う業務への参入の機会の提供)

- 第9条 市長は、市民活動を推進するため、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含み 3人以上の役員を置く市民活動を行う団体(以下「公益市民活動団体」という。)に対し、 市が行う業務のうち当該公益市民活動団体の専門性、地域性等の特性を活用することがで きる業務について、参入の機会を提供するよう努めるものとする。
- 2 前項の参入の機会の提供を受けようとする公益市民活動団体は、あらかじめ市長に規則 で定める書類を添えて申請し、その登録を受けなければならない。
- 3 前項の規定により登録を受けた公益市民活動団体は、同項の規定により提出した書類の 内容に変更があつたときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければなら ない。
- 4 市長は、第2項の登録を受けた公益市民活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。
  - (1) 公益市民活動団体に該当しなくなつたと認めるとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
  - (3) 前項の規定による書類の提出をしなかつたとき。

#### (書類等の公開)

第10条 市長は、前条第2項若しくは第3項の規定により提出があつた書類又はその写し(以下「書類等」という。)を一般に公開するものとする。ただし、書類等を公開することにより当該公益市民活動団体その他のものに著しい不利益を生じるおそれがあると認められるときは、その一部を公開しないことができる。

(市民活動推進委員会の設置)

- 第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定により、この市に、藤沢市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 推進計画に関する事項
  - (2) 藤沢市市民活動推進センターの運営に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか,市民活動の推進に関し必要な事項 (平成16条例19・一部改正)

(委員)

第12条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 市民活動を行う者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか,委員会の組織及び運営に関し必要な事項は,規則で定める。

#### (市民活動推進センターの設置)

第13条 市民活動の推進に資するため、この市に、市民活動推進センターを設置する。

#### (名称及び位置)

第14条 市民活動推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤沢市市民活動推進センター	藤沢市藤沢1,031番地

#### (休館日)

- 第15条 藤沢市市民活動推進センター(以下「推進センター」という。)の休館日は、次のとおりとする。
  - (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に 当たるときは、その翌日)
  - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(第25条に規定する市長が指定するものをいう。 次条及び第20条から第22条までにおいて同じ。)は、必要があると認めるときは、市長の 承認を得て、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

(平成16条例19·追加)

#### (供用時間)

- 第16条 推進センターの供用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に、供用時間を変更することができる。

(平成16条例19·追加)

(事業)

- 第17条 市長は,推進センターにおいて,市民活動の推進を図るため,次に掲げる事業を 行うものとする。
  - (1) 推進センターの施設及び設備を利用に供すること。
  - (2) 市民活動に関する情報を収集し、及び提供すること。
  - (3) 市民活動に関する学習の機会及び市民活動を行うものの相互交流の機会を提供すること。
  - (4) 市民活動に関する相談を行うこと。
  - (5) 市民活動に関する人材の育成及び交流を行うこと。
  - (6) 市民活動に関する調査及び研究を行うこと。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要があると認める事業 (平成16条例19・旧第15条繰下・一部改正)

(推進センターの利用)

- 第18条 推進センターの施設及び設備を利用することができるものは、次に掲げるものとする。
  - (1) 公益的な市民活動を行い、又は行おうとするもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、推進センターの施設又は設備を利用させないことができる。
  - (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
  - (2) 管理上の支障が生じるおそれがあると認めるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。

(平成16条例19・旧第16条繰下)

(特定施設等の使用の許可)

- 第19条 推進センターの施設及び設備のうち別表に掲げる特定施設又は特定設備(以下「特定施設等」という。)を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請して使用の許可を受けなければならない。
- 2 市長は, 前条第2項各号のいずれかに該当するときは, 前項の許可(以下「使用許可」という。)をしない。

(平成16条例19・旧第17条繰下・一部改正, 平成22条例27・一部改正)

(利用料金)

第20条 特定施設等の使用許可を受けた者(以下「特定施設等使用者」という。)は、使用許可と同時に、指定管理者に特定施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支

払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認 を得て、指定管理者が定める。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平成16条例19・追加, 平成22条例27・一部改正)

(利用料金の減免)

第21条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平成16条例19·追加)

(既払いの利用料金の不返還)

第22条 既払いの利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平成16条例19・旧第19条繰下・一部改正)

(目的外使用の禁止)

第23条 特定施設等使用者は、使用許可を受けた目的以外に特定施設等を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(平成16条例19・旧第20条繰下・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第24条 市長は、特定施設等使用者がこの条例の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(平成16条例19・旧第21条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第25条 推進センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平成16条例19·追加)

(指定管理者が行う業務)

第26条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設等の使用許可及びその取消しに関する業務
- (2) 推進センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第17条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、推進センターの運営に関する事務のうち市長のみの権限 に属する事務以外の事務に関する業務

(平成16条例19·追加)

(指定管理者の指定等)

第27条 指定管理者の指定の手続等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(平成16条例19·追加)

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平成16条例19・旧第23条繰下・一部改正)

附則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第13条から第22条までの規定は、 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成13年11月規則第19号により同年12月15日から施行)

附 則(平成16年条例第19号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第23条を第28条とし、同条の前に3条を加える改正規定(第27条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に基づく藤沢市市民活動 推進センターの特定施設及び特定設備の使用の許可に係る利用料金について適用する。

附 則(平成22年条例第27号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市市民活動推進センターの特定施設の使用について既に許可を受けているものの利用料金については,改正後の藤沢市市民活動推進条例の規定にかかわらず,なお従前の例による。

## 別表(第19条, 第20条関係)

(平成16条例19・全改,平成22条例27・一部改正)

## 1 特定施設

名称	単位	利用料金
会議室A	1時間当たり	150円
会議室B	1時間当たり	140円

## 2 特定設備

名称	単位	利用料金
ロッカー(大)	1個につき1月当たり	400円
ロッカー(小)	1個につき1月当たり	200円

#### 2. 藤沢市市民活動推進計画策定経過

- (1)藤沢市市民活動委員会審議経過(延べ10回)
  - ①第4期市民活動推進委員会
    - 2009年12月21日 平成21年度第8回市民活動推進委員会市民活動推進計画改定に係る進め方の確認
    - 2010 年 1 月 20 日 平成 21 年度第 9 回市民活動推進委員会 現行計画における取り組み状況に関する現状分析及び評価について 意見交換
    - 2010 年 3 月 18 日 平成 21 年度第 12 回市民活動推進委員会 第 9 回委員会の意見交換を踏まえて市民活動の推進に係る現状分析 及び評価を取りまとめ、第 5 期委員会への申し送り事項を作成
  - ②第5期市民活動推進委員会
    - 2010年4月14日 平成22年度第1回市民活動推進委員会市民活動推進計画について諮問
    - 2010 年 5 月 31 日 平成 22 年度第 4 回市民活動推進委員会 第 4 期委員会からの申し送り事項を基に計画のあり方について 意見交換
    - 2010 年 7 月 12 日 平成 22 年度第 5 回市民活動推進委員会 市民活動推進計画の目指す目標の決定 新しい計画に盛り込むべき内容についての意見交換
      - 市民活動団体の信頼性の向上
      - ・市民活動団体の自立を促すためのマネジメントの強化
      - 市民活動団体と地域とが連携する仕組み
    - 2010 年 8 月 9 日 平成 22 年度第 6 回市民活動推進委員会 目標を実現するための 3 つの指針を決定
    - 2010 年 8 月 30 日 平成 22 年度第 7 回市民活動推進委員会 3 つの指針に沿った 15 の施策の決定
    - 2010年10月6日 平成22年度第8回市民活動推進委員会 藤沢市市民活動推進計画(素案)を基に審議
    - 2010 年 11 月 15 日 平成 22 年度第 9 回市民活動推進委員会 第 8 回委員会の審議を踏まえて修正した計画案を基に審議し、 答申案を決定
    - 2010年11月29日 藤沢市市民活動推進計画に係る答申

## (2) 市民・市民活動団体からの広聴経過

2010年8月9日~8月31日

市民活動推進センター「市民活動団体の活動状況調査」アンケート実施 →267 団体から回答(回収率 61.8%)

2010年10月1日~10月30日

藤沢市市民活動推進計画 (素案) に対するパブリックコメント手続き実施 →7人から36項目の意見聴取

## 3. 藤沢市市民活動推進委員会委員名簿

(敬称略 五十音順)

	氏 名	選出区分(所属機関(団体)名及び役職等)
委員長	粉川 一郎	学識経験者 (武蔵大学社会学部メディア社会学科准教授)
副委員長	椎野・修平	学識経験者 (元かながわ県民サポートセンターサポート部長)
	小河 静雄	企業関係者(藤沢商工会議所青年部会長)
	川﨑 聡美	子ども青少年関係者(CUE舞)
	清水 あつ子	公募委員
	清水 正江	福祉関係者(子育て支援グループ ゆめこびと)
委員	田中 弘	公募委員
女 其	手塚 明美	市民活動推進センター所長
	中井 昭南	公募委員
	中島智人	学識経験者(産業能率大学経営学部准教授)
	服部 洋平	企業関係者(社団法人藤沢青年会議所専務)
	梁川等	公募委員

## 4. 「藤沢市市民活動推進計画 (素案)」についてのパブリックコメント実施結果

市では平成17年9月に策定した藤沢市市民活動推進計画の改定に向け、広 く市民の方のご意見・ご提案をお聴きするため、「藤沢市市民活動推進計画(素 案)」についての意見募集を実施いたしました。

提出いただいた貴重なご意見について、項目ごとに整理し、これに対する市の考え方を取りまとめました。

なお、いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約させていただき ました。

貴重なご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

## 1. 意見等を募集した事項

「藤沢市市民活動推進計画 (素案)」について

#### 2. パブリックコメント実施期間

2010年(平成22年)10月1日から2010年(平成22年)10月 30日まで

#### 3. 意見提案の対象者

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係 者

#### 4. 意見の提出方法

任意の用紙により、郵送・ファクス・持参・藤沢市ホームページの意見提出 フォームのいずれかにて提出。

#### 5. 意見提出の状況

- (1)提出人数 7名
- (2)項目数 36件
- (3) 意見の趣旨と市の考え方について 別紙のとおり

## 市民活動推進計画に係るパブリックコメント実施結果

項目	趣旨 ※()内は意見件数。	市の考え方
第1章 市民活動推進計画の概要	現計画への評価と反省が示されるべき。	「第2章 藤沢市における市民活動の現状」の中で現計画の 内容も含め、市民活動の現状を考察し、導き出される課題を 示しています。
	意図・目的などの本来的な趣旨説明が欠けている。	第1章の中で計画の趣旨等については、示すとおりです。
第2章 藤沢市における市民活動の現状	現状の対応状況と定量的な数字が配されているが、数字については比較サンプルがないので評価できない。	市民活動の現状について、市民活動に関するアンケート結果などからも現状・課題を考察し、施策を検討してまいりまし
	定性的な問題点の分析を、今回の施策にどのように反映するのか明示すべき。	たが、具体的な数値及びデータの掲載をしてまいります。
	5頁④の「片瀬しおさい荘」は「片瀬しおさいセンター」ではないか。	「片瀬しおさいセンター」と訂正します。
	6頁①の助成制度の実施を要望する。介護保険にない サービスを自主的に実施しているグループが各地域にあ り、財政的な支援を強く要望する。	本市の助成制度については、平成18年度から「藤沢市公益 的市民活動助成事業」を実施しておりますが、第4章で示し たように、今後も市民活動団体にとって、より充実した制度と なるよう、検討してまいります。
第3章 市民活動推進に関する基本理念	目的・理念にインパクトがない。	基本理念については、藤沢市市民活動推進条例および、総合計画の中で定められているものですのでご理解ください。
第4章 基本的な指針及び施策	公民館に子育で広場を常設してほしい	
	子育で広場の施設の利用時間の延長を検討してほしい。	
	生活支援の活動には、専用の場が必要で、時々の会議 の場や広報手段だけでは不十分である。	
	地元の調理・配食活動で学校の調理場を利用できないか。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」に記した「指針1 市民  活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の
	住民の食事とたまり場として空き店舗を積極的に確保して行政が活動主体を募集してはどうか。	整備」の「基本的な施策」に沿って、市民活動団体が円滑に活動できるよう、公共施設における市民活動団体の利用拡充及び、市民活動団体が利用可能な場所の情報収集及び
	市民の家の備品等を充実させて、活動場所として有効活 用してはどうか。	利用促進を図ってまいります。
	市民団体が公共施設を利用するとき、有料な活動を制限していることは理解しがたい。公共性に富んだ活動で 市民団体が必要な経費を捻出するために有料とできないのは、実質的に市民活動を抑制している。市民の知恵 を借りて改善する方法はいくらでもあるのではないか。	
	市民活動推進センターの場所を市役所の近くへ移転することにより、市民に認知され、市民活動の推進に効果があがるのでは。 市民自治推進課の組織図に市民活動推進センターを位置づけ、関係を市民にわかりやすくしてはどうか。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」の「指針1 市民活動 の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備」 の「基本的な施策」に沿って、市民活動支援施設の拡充について、検討してまいります。
	広報紙に「市民活動」欄を常設したらどうか。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」に記した「指針1 市民活動の活性化・円滑化・信頼性の向上を図るための環境の整備」の「基本的な施策」に沿って、市民活動団体の情報発信を充実させていきます。
	助成金については各団体の内容によって柔軟な対応を お願いしたい。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」に記した「指針2 市民活動団体自立と活動に対する支援」の「基本的な施策」に
	助成申請から結果の報告までの相談窓口が必要。親切 に支援してもらえると感じられる工夫をお願いしたい。	沿って、助成制度の充実及び助成制度の申請についての支援体制作りを行ってまいります。 
	講師謝礼の補助も考えて欲しい。	
	財政的支援について、活動の質と量をポイントなどで評価し、行政への支払いに使えるようにするなど、思い切った発想の転換が求められているのではないか。 多くの活動が行政の不備を支えていると感じる。 行政財源のやりくりは不可欠。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」に記した「指針2 市民活動団体自立と活動に対する支援」の「基本的な施策」に沿って、市民活動団体が自立した運営を行えるよう、公益的な市民活動に対する様々な財政的支援のあり方を検討してまいります。

項目	趣旨 ※()内は意見件数。	市の考え方
第4章 基本的な指針及び施策	知恵を出し合うための連携しあう仕組み作りと、人材を幅広く得るための人材育成や人材登録・情報の収集・発信は最重要事業と考える。(2件)	加えて、「第4章 2 基本的な指針及び施策」に沿って、市 民活動推進センターやボランティアセンター等関係機関と連
	市民活動参加者や事業に関わる人間の偏り、高齢化があり、人材育成と確保は急務のことと考える。(3件)	携を取りながら、情報の収集・発信の充実や市民活動への  参加促進及び支援をさらに進めてまいります。  また、市民活動団体が様々な主体と連携して多様な活動が  行えるよう、「協働コーディネーター」の配置や、地域での円  滑な協働を推進するための仕組みとして、「地域まちづくり
	定期的にボランティア養成講座等講演や研修を企画開催してはどうか。(2件)	清は協関を推進するためいは組みとして、「地域よらってリパートナーシップ」を導入し、市民活動の活性化を進めてまいります。
	協働事業について、市民活動を研究し、普遍性・恒常性 が要求される活動を行政システムに積極的に取り込んで 欲しい。 市民生活を支える基本的なシステムの開拓やつながり 作り・維持は市民の粘り強い活動である。	「第4章 2 基本的な指針及び施策」の「指針3 市民活動団体の多様な協働」の「基本的な施策」に沿って、行政内部の協働の文化を醸成し、公民連携事業化提案制度との連携も取りながら、市民活動団体が協働事業を行いやすい環境
	過疎地帯・団地の問題・典型例を研究し、行政から積極 的に協働事業として提案していただきたい。	を作ってまいります。
計画(素素)全体について	「市民活動」の定義がされておらず、計画を理解しづらい。(3件)	市民の皆様にご理解いただけるよう、藤沢市における「市民活動」の定義を記載します。
	自治会活動についての対策が講じられていない。(2件)	自治会については、基本的に共益的な団体と捉えており、本計画の対象外と考えております。 なお、市民の皆様にご理解いただけるよう、本計画の対象について説明を加えます。
	「ふじさわの新しい公共」についての説明がない。	市民の皆様にご理解いただけるよう、「ふじさわの新しい公 共」について説明を加えます。
その他 市民活動推進についての意見	市民活動推進制度は今後、さらに強化すべき制度の一つである。この制度を定着させ、運用していくためには、市民の意見を幅広く聴き、取り入れていくことが必須条件である。例えば、公民連携事業化提案制度は、趣旨説明が不十分である。審査のプロセスを明確にすべきである。採用・不採用の具体的理由も公表すべきである。 市民の意見・考えを取り上げていくつもりならば、まずは市民に制度の仕組みを理解させ、透明性を高めて行くことが求められる。	本市の市民活動推進策の策定にあたっては、今後も市民の 皆様のご意見を伺いながら、実施してまいりたいと考えてお りますので、よろしくお願いいたします。
	市民活動の推進力としてNPOをもっと積極的に活用すべき。色々な分野で数多くのNPOが誕生できる環境は最低限必要。NPOを活性化させ、その上でNPO間の競争を促す施策が元気のある市を形成する手段の一つである。	本市の市民活動については、市民活動推進計画に基づき、 ふじさわの新しい公共を担う主体として活躍していただける ように育成・支援を行ってまいります。

# 藤沢市市民活動推進センター

# 市民活動団体の活動状況調査

(活動実態調査及び協働事業実態調査)

報告書

2010年8月実施

2010年10月

藤沢市市民活動推進センター

# **り**

1	調査	概要・・		•	• •	•	• 2
	1. 1	調査の	背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	• • 2
	1.2	目的•			•	•	• • 2
	1.3	実施想	要······		•	•	• • 2
	1.4	調査の	項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	• • 3
	1.5	前回の	調査との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	• • 3
	1.6	集計に	用いたデータ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	• • 4
	1.7	注記事	·項·······		•	•	• • 4
2	調査	結果・・		•		•	• 5
	2. 1	活動第	態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	• • 5
		2. 1. 1	活動に関する質問・・・・・・・・・	•		•	• 5
		2. 1. 2	メンバー・組織について・・・・・・	•		•	• 15
		2. 1. 3	収支・財源に関する質問・・・・・・	•		•	• 19
		2. 1. 4	情報の受発信に関する質問・・・・・・	•		•	• 24
		2. 1. 5	運営に関する質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	• 26
		2. 1. 6	市民活動推進センターに関する質問・・	•		•	• 28
		2. 1. 7	抱える課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	• 29
	2.2	協働事	業(活動)実態調査・・・・・・・・・		•	•	• 31
		2. 2. 1	他者との協働に関する質問・・・・・・	•		•	• 31
		2. 2. 2	藤沢市との連携・協働に関する質問・・	•		•	• 33
3	総括・・			•		•	• 36

## 1 調查実施概要

#### 1.1 調査の背景

藤沢市では、平成17年9月に「藤沢市市民活動推進計画」を策定し、市民活動が活発に行われるための 環境の整備に努め、市民活動推進センターにおいても、計画に沿った支援事業を展開してきた。

策定後、5 年が経過し、本年度「藤沢市市民活動推進計画」の見直しを行うにあたり、本市における市 民活動の状況を捉えるため、市民活動推進センターの登録団体を対象に活動状況調査を実施した。

又、新しい公共を支える手法として、藤沢市と市民活動団体との協働事業の展開に向け、市民活動団体 の他セクターとの協働実態も併せて調査した。

#### 1.2 目的

登録団体の活動状況や、協働事業の実態を踏まえ、今後の市民活動推進計画の策定に向けた、参考 資料とする。

#### 1.3 実施概要

(1) 調査名

市民活動団体の活動状況調査(活動実態調査、協働事業実態調査)

#### (2) 実施期間

2010年8月10日~2010年8月31日

## (3) 調査対象

藤沢市市民活動推進センター登録団体(2010年8月6日時点)432団体

#### (4) 調査実施主体

藤沢市市民活動推進センター・特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会 藤沢市市民自治推進課

#### (5) 調査内容

今回実施した調査は、以下の2つのパートにより構成される。

#### 1. 活動実態調査

問1から問18まで。登録団体が行っている活動についてたずねた。

#### 2. 協働事業実態調査

問19から問23まで。市民活動団体の助成や協働事業についてたずねた。

## (6) 調査方法

上記の調査対象団体に、調査票を郵送(推進センター館内情報誌 2010 年 8 月号に同封) した。 返送方法は、返信用封筒に封入して郵送、来館時の直接提出のいずれか。

#### (7) 回収率

回答数:267団体 (うち有効回答数 266、無記入回答1)

回収率: 61.8% (267÷432×100)

#### 1.4 調査の項目

## 活動実態調査

- 1. 活動に関して
- ・団体設立のきっかけ・継続的に行っている活動・活動頻度・団体専用事務所やスペース
- ・主な活動場所について
- 2. メンバー・組織について
- ・メンバーの平均年齢・メンバーの募集方法・メンバー間の情報共有
- 3. 収支・財源について
- 年間収入
- ・助成金・補助金・委託事業コンペ等、応募経験
- ・助成金の応募相談やアドバイスの必要性
- 4. 情報の受発信について
- ・団体に関する情報発信・活動に必要な情報・情報源
- 5. 運営について
- ・必要な人材・運営上必要な専門的知識・技術
- 6. 市民活動推進センターについて
- ・利用頻度とその理由
- 7. 抱える課題
- ・現在抱えている課題と今後の課題

## 協働事業(活動)実態調査

- 1. 他者との協働について
- ・他団体とのつながりの必要性
- ・他者と連携した事業経験
- 2. 藤沢市との連携・協働について
- ・藤沢市と連携・協働の実績
- ・「藤沢市公益的市民活動助成事業」とのかかわり
- ・「藤沢市市民活動団体提案協働事業」とのかかわり

#### 1.5 前回の調査との比較

本調査の実施にあたって、2004年12月に実施した「登録団体の活動に関する調査」の結果及び、2007年10月に実施した「市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査」の結果と比較分析を行うため、いくつかの設問について同一のものを用いた。調査結果の文中または表中においては、「2004」「2007」と表記した。

#### 2004 調査の概要

●調査名:登録団体の活動に関する調査

●実施時期:2004年12月

●調査対象:藤沢市市民活動推進センターの登録団体(2004年12月時点) 324団体

●有効回答数:171 団体 (回収率:52.8%)

※詳細については、http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2004.html を参照のこと。

#### 2007 調査の概要

●調査名:市民活動団体支援機能の向上に向けての基礎調査

●実施時期:2007年10月

●調査対象:藤沢市市民活動推進センターの登録団体(2007年9月時点) 413団体

●有効回答数:210 団体 (回収率:50.8%)

※詳細については、http://npocafe.f-npon.jp/pub/survey/2007.html を参照のこと。

#### 1.6 集計に用いたデータ

本調査の集計にあたって、調査締切時点において既に推進センターが保有していた「市民活動団体登録票」のデータを基に以下の情報と併せて分析を行った。

●データの取得方法:団体登録の際に各団体が記入。また、年度ごとに情報を更新する。

●利用項目:法人格/主な活動地域/会員数/活動分野/HP 有無

※法人格の有無は、法人の種類に関わらず、法人として換算した。

法人格種類:特定非営利活動法人、社団法人、社会福祉法人、財団法人、一般社団法人

●時期:2010年9月1日時点での情報を用いた。

#### 1.7 注記事項

各設問の集計対象となる回答者数は、図表に「回答数」又は「N」で表した。また回答の比率(%)は、特にことわりのない場合、該当の選択肢の選択者数を回答者数で除したものを用いた。従って、複数回答の設問は、すべての比率を合計した場合、100%を超える。また、原則として小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示したもので、比率の合計が100%に満たないまたは上回ることがある。

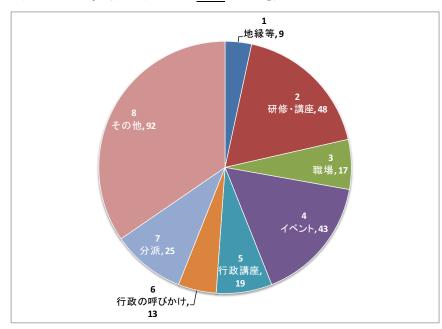
また自由記述意見は、原文の趣旨を損なわない程度に一部表記を改めた箇所がある。

## 2 調査結果

## 2.1 活動実態調査

## 2.1.1 活動に関する質問(全団体対象: N=266)

問1 貴団体の設立のきっかけは何でしたか。(該当するもの1つに「○」)



選択肢	回答数	比率
1.自治会等地縁組織で知り合った人たち同士で	9	3.38%
2.研修会や講座で知り合った人たち同士で	51	19.17%
3.職場で知り合った人たち同士で	17	6.39%
4.他のグループ・団体の活動やイベントで知り合った人たち同士で	51	19.17%
5.行政が主催する講座や会議、委員会への参加を通して知り合った人たち同士で	19	7.14%
6.行政に呼びかけられて	13	4.89%
7.別の団体から分かれて	25	9.40%
8.その他	81	30.45%
計	266	100.00%

団体を設立したきっかけとしては、「2. 研修会や講座で知り合った人たち同士で」と「4. 他のグループ・団体の活動やイベントで知り合った人たち同士で」がそれぞれ約 20%を占めた。

#### その他の回答

その他の回答で特に多かったものとして、上部組織から分かれて設立されたものや、日常生活や職場で知り合った知人等での設立が多く見られた。

#### クロス集計結果

#### (1) 団体の活動分野(メイン)(図 1-1)

活動分野によって、きっかけに特徴がみられた。地縁による設立は、まちづくり・環境保全・子ども関係が多く、全体的に割合の多い研修講座は、社会教育関係と情報化支援、イベントがきっかけとなった団体は、芸術文化・人権平和分野の割合の多さが目についた。行政が引き金となっている分野では、地域安全と男女共同参画活動の割合が多い。

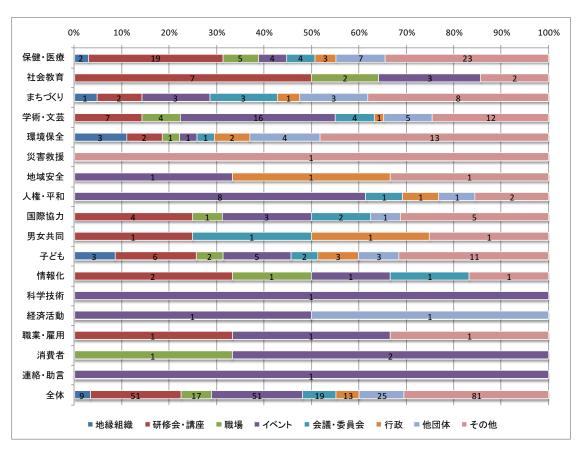
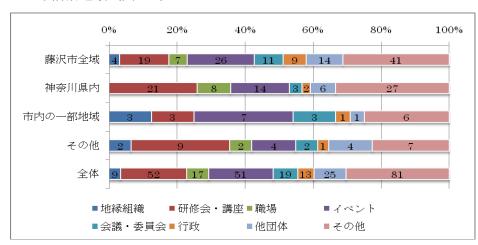


図 1-1

#### (2) 主な活動地域 (図 1-2)



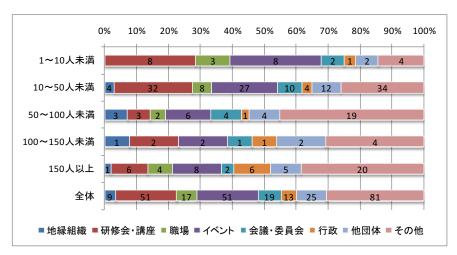
市内の一部地域の団体はイベントが全体と比べて10ポイント程高いが、地縁がきっかけとなった割合は他の活動地域に比べて特に多い。

**←**図 1-2.

#### (3) 会員数(図1-3)

50 人以下の団体は、研修 講座の割合が最も多く、 それ以上の規模の団体に は特徴は見ることはでき ない。

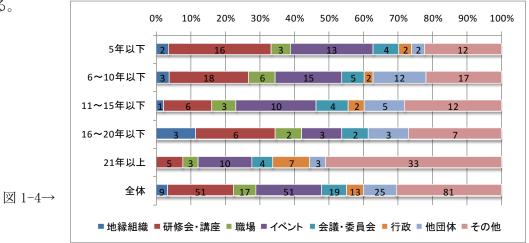
図 1-3→



#### (4) 団体設立年数(図1-4)

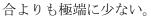
研修会・講座が全体的に割合としてトップではあるが、15年~20年の団体の地縁組織の割合は特

徴的である。



#### (5) 法人格の有無(図1-5)

法人の割合が多いきっかけとして、地縁組織と職場の知人による場合が多く、行政関連の組織は全体の割



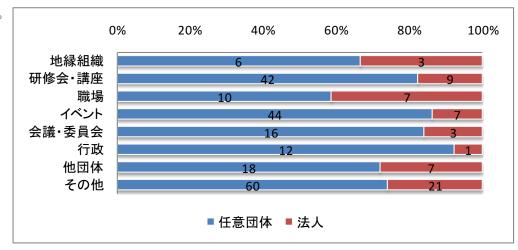


図 1-5→

問2 貴団体が継続的に行っている活動は何ですか。(該当するものすべてに「○」)

2004年度(回答数171)2007年度(回答数210 2010年度(回答数266)							
選択肢	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	前回比
1.物品の製造・製作・提供	6	3.51%	7	3.33%	8	3.01%	-0.33%
2.イベント・シンポジウム	81	47.37%	85	40.48%	133	50.00%	9.52%
3.機材・資材等の提供・支援	11	6.43%	16	7.62%	12	4.51%	-3.11%
4.場の提供	2	1.17%	14	6.67%	14	5.26%	-1.40%
5.資料・情報の収集・提供	62	36.26%	56	26.67%	64	24.06%	-2.61%
6.交流機会の提供	85	49.71%	77	36.67%	130	48.87%	12.21%
7.人員の派遣	31	18.13%	34	16.19%	45	16.92%	0.73%
8.調査・研究	48	28.07%	66	31.43%	62	23.31%	-8.12%
9.人材育成	42	24.56%	64	30.48%	56	21.05%	-9.42%
10.資金提供・援助	2	1.17%	5	2.38%	6	2.26%	-0.13%
11.会報の発行	66	38.60%	75	35.71%	77	28.95%	-6.77%
12.本の出版	9	5.26%	13	6.19%	11	4.14%	-2.06%
13.相談活動	36	21.05%	33	15.71%	41	15.41%	-0.30%
14.団体・人材の紹介	11	6.43%	10	4.76%	10	3.76%	-1.00%
15.講師・スタッフ等の派遣	27	15.79%	37	17.62%	45	16.92%	-0.70%
16.施設の設置・運営	7	4.09%	2	0.95%	7	2.63%	1.68%
17.資格の認定	4	2.34%	5	2.38%	4	1.50%	-0.88%
18.その他	22	12.87%	53	25.24%	69	25.94%	0.70%
計	552	322.81%	652	310.48%	794	298.50%	

継続的に行っている活動としては、「2.イベントやシンポジウム等の企画・開催」と「6. 親睦・交流の場と、機会の提供」が多く、それぞれ 50%、約 49%とほぼ半数の団体が挙げていた。「11. 会報・広報誌等の発行」が約 29%、「5. 資料や情報の収集・提供」が約 24%と続いた。

2004 年度、2007 年度における調査と比較すると、2007 年度に急に減少した「イベント、シンポジウム」「交流機会の提供」がほぼ 2004 年度の割合に戻り、人員・講師等の派遣は、回答団体数に応じた伸びを見せているものの、割合は安定している。

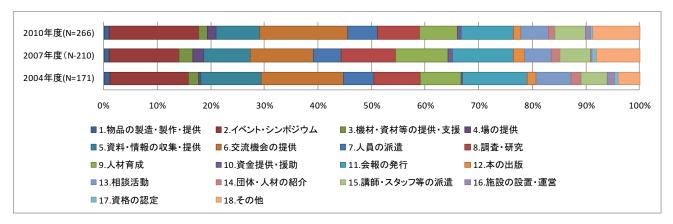


図 2-1. 継続的に行っている活動(推移)

#### その他の回答

その他の回答で特に多かったものとして、研修会・勉強会の開催を挙げた団体が多く、人材育成も含めて、独自のプログラムによる定期的な開催を実施している傾向が見られた。今後の調査では、選択肢を見直す必要があると思われる。

#### クロス集計結果

#### (1) 法人格の有無(図 2-2)

法人と任意団体で差のあるものは、6. 交流会等の開催と、15. 講師・スタッフ等の人材派遣である。イベント等も任意団体の割合が多い。法人と任意団体の活動基盤の違いが大きく出ている。

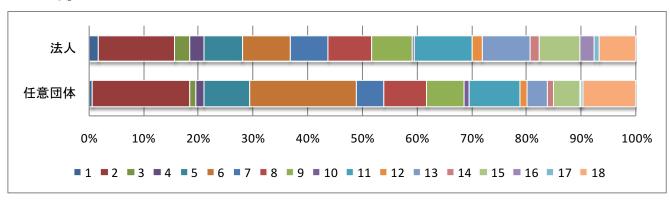


図 2-2

#### (2) 活動分野(メイン)(図 2-3)

イベントや交流会は、全分野を通じて実施割合が高く、中でも、人権平和活動では、8割以上 団体が実施しており、活動分野での特徴を表している。サンプル数が少ないものの、消費者保 護の資料・情報の提供は特徴的である。

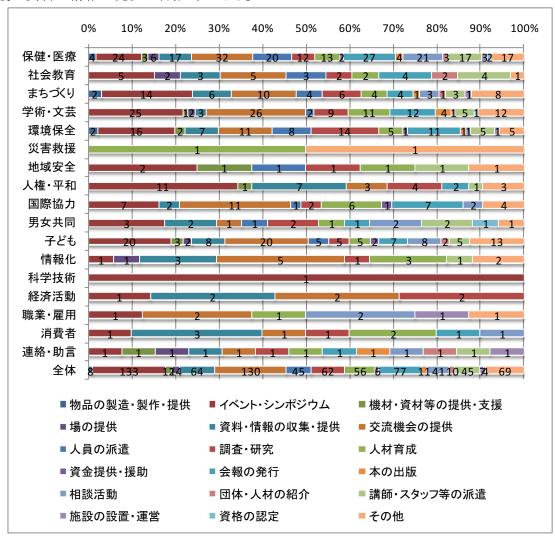


図 2-3

#### 問3 貴団体の活動の頻度はどのくらいですか。(該当するもの<u>1つ</u>に「○」)

選択肢	2007年度(回答数210		2010年度(	)		
<b>进</b> 代权	回答数	比率	回答数	比率	前回比	
1.ほぼ毎日	24	11.43%	36	13.53%	2.11%	
2.週に1回以上	46	21.90%	53	19.92%	-1.98%	
3.月に1回以上	105	50.00%	135	50.75%	0.75%	
4.2~3ケ月に1回程度	16	7.62%	26	9.77%	2.16%	
5.年に1回以上	6	2.86%	13	4.89%	2.03%	
6.その他	13	6.19%	3	1.13%	-5.06%	
	210	100.00%	266	100.00%		

図 3-1 活動の頻度

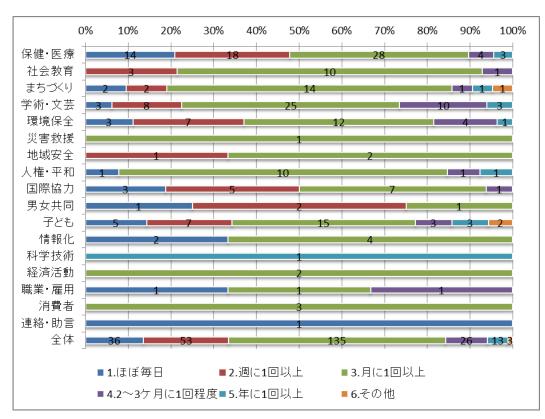
活動頻度については、2007年度と同様に「3.月に1回以上」と答えた団体が半数以上となった。「2. 週に1回以上」が約19%、「1.ほぼ毎日」が約14%と続いた。前回の調査と比較して、大きく変化したところはなかったが、年数回の活動団体も継続できる環境が整っているのではないかと推測できる。

#### その他の回答

その他の回答として、活動が一定の期間に集中しているものやイベント開催に向けて活動しているものが挙げられた。

#### クロス集計

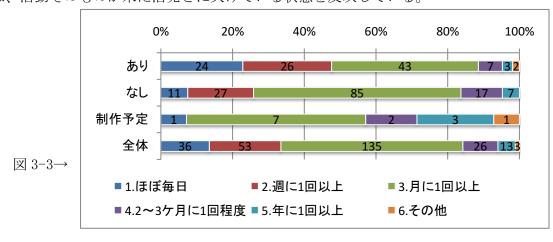
#### (1) 活動分野(メイン)(図 3-2)



## 図 3-1. →

#### (2) ホームページの有無(図 3-3)

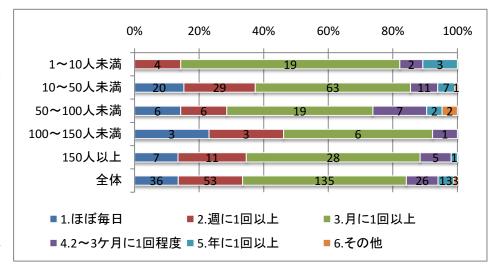
ホームページが「あり」の団体は、活動頻度が高く、無い場合は、月1回以上と活動頻度が低い。制作予定の場合は、活動そのものが未だ活発さに欠けている状態を反映している。



資料-25

#### (3)会員数 (図 3-4)

会員数が「1~10 人未満」 の団体は、ほぼ毎日の活動 は無く、「100~150 人未満」 の団体は、「1. ほぼ毎日」 が他に比べ、約10ポイン ト高かった。



 $\boxtimes 3-2. \rightarrow$ 

#### (4) 団体設立年月(図3-5)

団体設立数による大きな特徴は見られないものの、継続年数によって徐々に活動頻度が上がって いくが、20年を超えた時に、活動頻度が低下していく様子が解る。

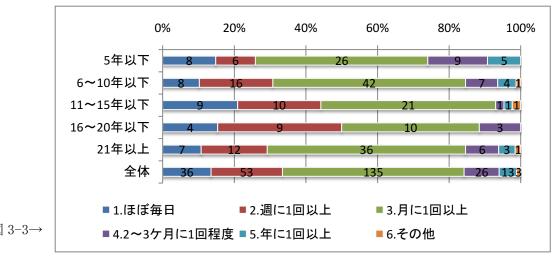
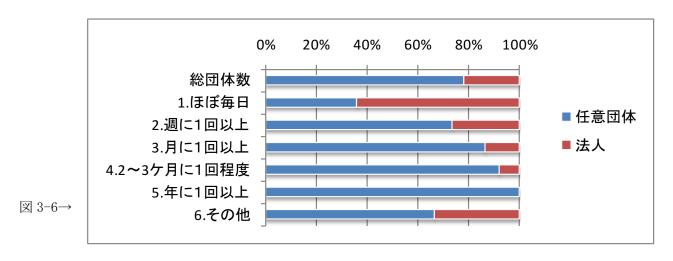


図 3-3→

#### (5)法人格の有無(図3-6)

ほぼ毎日活動をしている団体の6割以上が法人格を持ち、年に一度以上と答えた法人はいない。



#### 間4 貴団体には団体の事務所や専用スペースがありますか。

選択肢	回答数	比率
1.ある	65	24.44%
2.ない	198	74.44%
未回答	3	1.13%
計	266	100.00%

図 4-1. 団体の事務所や専用スペースについて

団体の事務所や専門スペースについて、「1. ある」と答えた団体が約24%であるのに対し、「2. ない」と答えた団体は約74%に上った。

ない理由を聞いたところ、 問4-3 その理由は何ですか。(複数回答可 N=198)

選択肢	回答数	比率
ア.資金がない	84	49.12%
イ.適切な場所が見つからない	41	23.98%
ウ.会員・メンバー間での合意がとれない	5	2.92%
エ.必要性を感じない	102	59.65%
オ.その他	22	12.87%
回答数198	254	148.54%

「資金がない」よりも、「必要性を感じない」が数として上回った。「適切な場所がない」も 2 割以上の回答割合であった。

#### その他の回答

その他の回答として、維持のためのマンパワーのロスについて記述された団体があり、特徴的であった。又、資金と広さのバランスが取れないことを課題とした団体もあった。

問4-2 事務所がある場合で、困っていることはありますか。自由記述(N=65)

事務所が「ある」と答えた65団体の悩みの主な項目は、

- ① 家賃の高さや
- ② スペースの狭さ、また
- ③ 個人宅を利用しており活動に都合が悪い

等、何らかの不具合を記入しており、満足度が低い様子が窺える。

#### クロス集計結果

#### (1) 団体の活動分野(メイン)(図 4-2)

「地域安全」や「連絡・助言」などの例外はあるものの、ほとんどの分野の団体で「2.ない」が過半数を占めている。社会教育分野の団体には事務所は無い、環境分野と医療福祉分野には、特定の活動現場があると思われる場合、事務所がある等、活動分野による傾向が顕著に表れている。

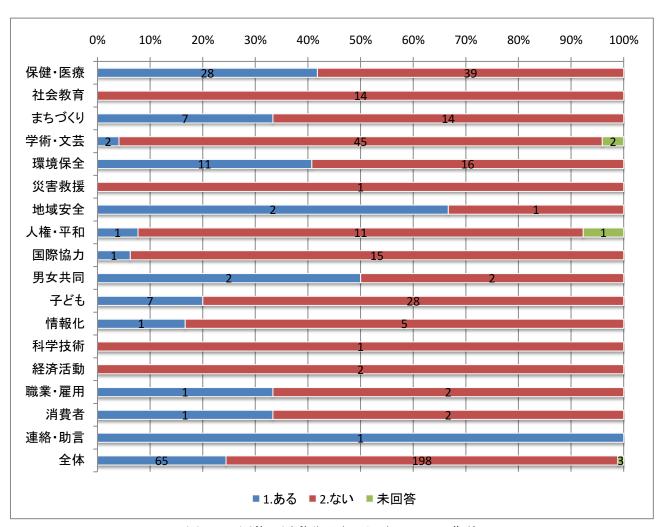
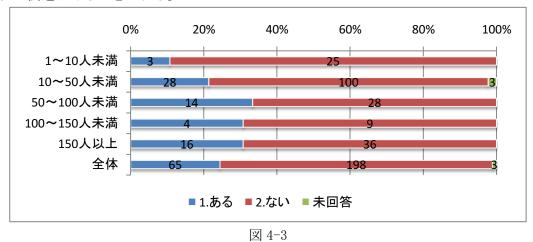


図 4-2. 団体の活動分野(メイン)のクロス集計

#### (2) 会員数(図4-3)

会員数が 50 人を超えた場合、専用のスペースを持つ割合が高くなる。会員数と専用スペースの必要性の関連はあると思われる。



#### (3) 団体設立年月(図 4-6)

「11~15 年以下」の団体では、「1. ある」の割合が最も高く、ある意味自立のポイントがあるようである。

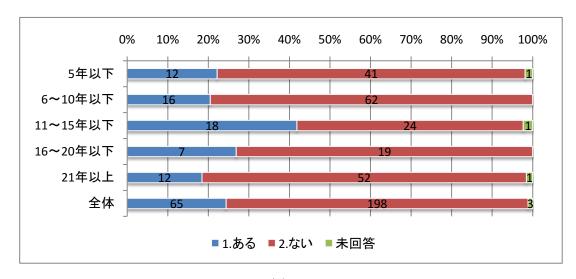


図 4-4

## (4) 法人格の有無

任意団体の事務所保有率は、約15%、法人の保有率は約60%と明らかな違いがある。

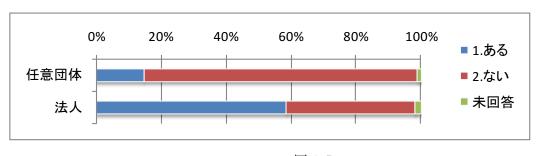


図 4-5

問5貴団体が活動や打ち合わせに1番多く使用する場所はどこですか。(該当するもの1つに「○」)

活動や打ち合わせに使用する場所として、最も多かったのが「2. 市民活動推進センター」で約 42%

選択肢	回答数	比率
1.会員・メンバーの自宅や職場	19	7.14%
2.市民活動推進センター	111	41.73%
3.市民活動推進センター以外の公共施設	77	28.95%
4.民間の施設(喫茶店等)	19	7.14%
5.公園や広場などの屋外	5	1.88%
6.貴団体の事務所	32	12.03%
7.その他	3	1.13%
計	266	100.00%

となった。

登録団体に向けてのアンケートであるため、割合が高いことは納得するところだが、他の公共施設を利用する割合もかなり大きいことが解った。

#### その他の回答

その他の回答として、民間の企業の会議室や、行政が借り上げている民間の施設を利用している例が 記載されていた。

問 5-2. その場所を使用している理由は何ですか。(該当するもの1つに「○」)

選択肢	回答数	比率
ア.利用しやすいから	177	66.54%
イ.地理的に便利だから	53	19.92%
ウ.他に使用できる場所を知らないから	2	0.75%
エ.その他	28	10.53%
未回答	6	2.26%
計	266	100.00%

図 5-1. 問 5. の場所を使用している理由

その他の回答として、他施設の予約のし易さや駐車場の問題、活動の特性による活動場所の制限などが記載されている。推進センターの無線ラン・印刷機の便利さやフリーなスペースの使いやすさを挙げた団体もあった。

問 5. の場所を使用している理由としては、「ア. 利用しやすいから」が全体的に、最も多く約 67%となった。推進センター以外の公共施設を利用している理由のトップは地理的な要因であった。

選択肢	ア.	イ.	ウ.	I.	未回答
1.会員・メンバーの自宅や職場	15	2	0	2	0
2.市民活動推進センター	87	17	1	2	4
3.市民活動推進センター以外の公共施設	33	25	1	17	1
4.民間の施設(喫茶店等)	13	4	0	2	0
5.公園や広場などの屋外	2	2	0	1	0
6.貴団体の事務	27	1	0	3	1
7.その他	0	2	0	1	0

図 5-2. 問 5. と問 5-2. のクロス集計

## 2.1.2 メンバー・組織について (全団体対象: N=266)

問 6 貴団体の会員・メンバーの平均年齢はどのくらいですか。(該当するもの1つに「○」)

選択肢	回答数	比率
1.10代	1	0.38%
2.20代	6	2.26%
3.30代	20	7.52%
4.40代	39	14.66%
5.50代	84	31.58%
6.60代以上	116	43.61%
計	266	100.00%

会員数の平均年齢は、「6.60代以上」が約44%と最も多く、「1.10代」は僅か1団体、「2.20代」も6団体と、平均年齢の若い団体が少ないことが分かった。

図 6-1. メンバーの平均年齢

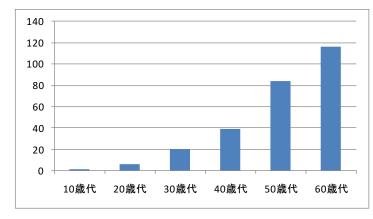


図 6-1→

#### クロス集計結果

#### (1) 主な活動地域(図 6-2)

広域に向けて活動を展開している場合の年齢層は、比較的低く、市内の一部等狭い場合は高齢化が 進んでいる様子が見受けられる。

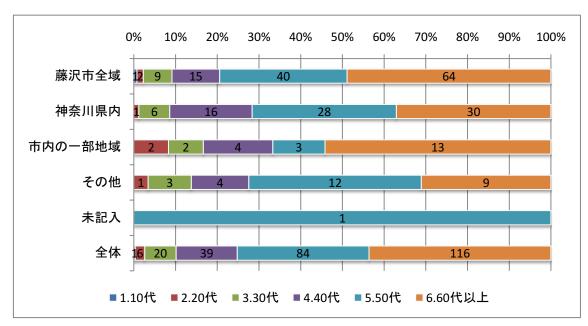


図 6-2

#### (2) 団体の活動分野(メイン)(図 6-3)

ほとんどの分野で約7割以上が50歳代となっている中で、子どもの健全育成分野は明らかに 平均年齢の低いメンバーによる活動が拡げられていると考えられる。又、対象的に社会教育分 野では、30歳代以下の構成員はいない。

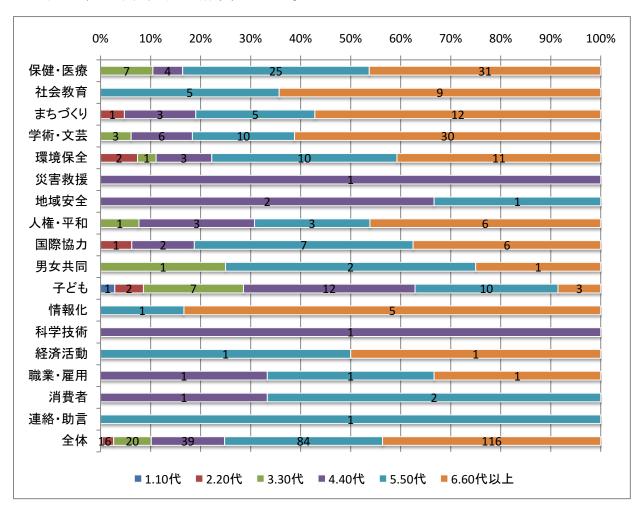


図 6-3

#### (3) 法人格の有無(図6-4)

任意団体では、「60代以上」が約半数を占める。法人格を持つ場合「50才代」が、約4割と大きく変わる。

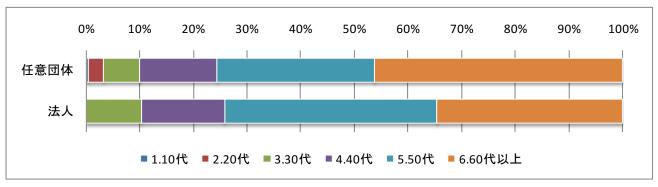


図 6-4

問7 貴団体の会員・メンバーは、どのように募集していますか。(複数回答可)

選択肢	2004年度(回答数171)		2007年度(回答数210)		2010年度(回答数266)		
<b>迭</b> 代权	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	前回比
1.リーフレットやホームページを作成して随時	57	19.45%	83	21.01%	89	19.43%	-1.58%
2.イベントを開催するときに	70	23.89%	92	23.29%	108	23.58%	0.29%
3.会員等の紹介で(ロコミ)	125	42.66%	152	38.48%	183	39.96%	1.48%
4.基本的に新規会員を募集しない	15	5.12%	19	4.81%	18	3.93%	-0.88%
5.その他	26	8.87%	49	12.41%	60	13.10%	0.70%
計	293	100.00%	395	100.00%	458	100.00%	

図 7-1. 会員・メンバーの募集方法

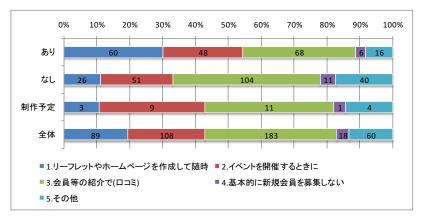
メンバーの募集方法としては、「3. 会員等の紹介で(ロコミ)」が最も多く約 40%を占め、「2. イベントを開催するときに」が約 24%、「1. リーフレットやホームページを作成して随時」が約 19%と続いた。過去 2 回の調査との著しい差異は特に見られなかったが、新規会員を募集しない割合は、少しずつ減ってきている。

#### その他の回答

その他の回答として、開催した講座の受講者から募集する、応募を受ける、他団体(病院・学校)からの紹介等のほか、藤沢市や神奈川県といった行政の広報紙等に掲載、タウン誌・ミニコミ誌への掲載といったメディアによる確保も進んできた。

#### クロス集計結果

#### (1) ホームページの有無(図 7-1)

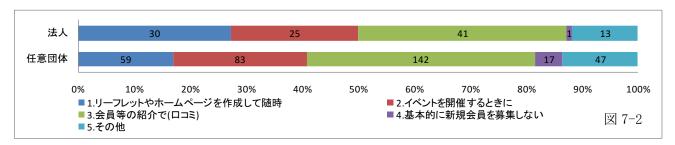


「あり」の団体は、「1. リーフレットやホームページを作成して随時」の割合が高く、イベント開催時の募集を上回っている。対して、HP等がない場合は、ロコミによる募集が4割を超えている。

**←**図 7-1

#### (2) 法人格の有無(図7-2)

口コミの割合は双方ともに多いものの、法人の場合は、全ての手法においてバランスが良い。



問8 貴団体の活動を円滑に進めるためスタッフやメンバー間で情報を共有する際に、どのような手段を利用していますか。(複数回答可)

選択肢	2007年度(	回答数210)	2010年度(回答数266)		
进机队	回答数	比率	回答数	比率	前回比
1.(情報共有を目的とした)会議の開催	143	23.99%	191	27.56%	3.57%
2.資料、書類、情報紙などの郵送	99	16.61%	100	14.43%	-2.18%
3.電話による連絡網	117	19.63%	111	16.02%	-3.61%
4.FAX	78	13.09%	68	9.81%	-3.27%
5.メーリングリスト	77	12.92%	119	17.17%	4.25%
6.ホームページ・ブログ等	57	9.56%	61	8.80%	-0.76%
7.グループウェア(情報共有のためのソフトウェア)	3	0.50%	6	0.87%	0.36%
8.特に何もしていない	1	0.17%	3	0.43%	0.27%
9.その他	21	3.52%	34	4.91%	1.38%
計	596	100.00%	693	100.00%	

図 8-1

情報共有の手段としては、「1. (情報共有を目的とした)会議の開催」が、前回調査同様、最も多く、約28%となった。前回の調査からの伸び率が顕茶なものは、「メーリングリスト」で、「電話」や「FAX」からの移行が考えられる。

#### その他の回答

その他の回答としては、メーリングリスト等の設定の必要なツールは使用しないが、個人宛にメール を送信する等、電子媒体利用の回答が約半数を占めた。又、例会等別の目的で開催した会議内での通 達も回答割合が高い。その他、回覧板・掲示板もあった。

#### クロス集計結果

#### (1) 団体設立年月(図8-2)

団体の規模とも関係があるようだが、設立後比較的日の浅い団体の「電子媒体」利用がすすんでい

ると思われる。

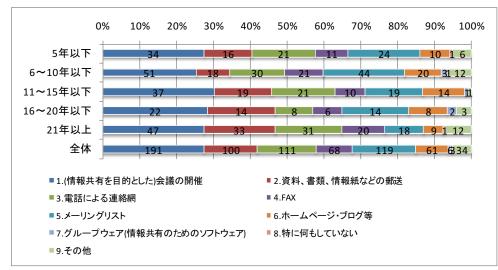


図 8-2→

## 2.1.3 収支・財源に関する質問(全団体対象:N=266)

間9 貴団体の年間収入(2009年度)とその内訳を教えてください(千の位を四捨五入して万単位で回答)

#### 1. 収入総額

収入総額について、前回と比較すると、「10万円未満」の割合が激減し、「10万円~30万円未満」の 団体が微増した。約4ポイント増加した。また中央値も、2007年度の19.5から今回は30まで上 がった。金銭的な感覚が多くの団体に身についてきたと思われる。

	平均	中央値	標準偏差	最大値	最小値
2007年度	158	19.5	569	6424	0
2010年度	343.7211	30	1473.119	20000	0

収入総額	2004年度(回答数171)		2007年度(回答数210)		2010年度(回答数266)		
<b>以八</b> 菘创	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	前回比
10万円未満	57	33.33%	90	42.86%	89	33.46%	-9.40%
10万円~30万円未満	31	18.13%	26	12.38%	43	16.17%	3.78%
30万円~50万円未満	19	11.11%	15	7.14%	20	7.52%	0.38%
50万円~100万円未満	20	11.70%	28	13.33%	34	12.78%	-0.55%
100万円~200万円未満	14	8.19%	21	10.00%	24	9.02%	-0.98%
200万円~500万円未満	6	3.51%	15	7.14%	27	10.15%	3.01%
500万円~1000万円未満	4	2.34%	9	4.29%	12	4.51%	0.23%
1000万円~5000万円未満	9	5.26%	5	2.38%	12	4.51%	2.13%
5000万円以上	4	2.34%	1	0.48%	5	1.88%	1.40%
無記入	7	4.09%	0	0.00%	0	0.00%	0.00%
総計	171	100.00%	210	100.00%	266	100.00%	0.00%

#### 2. 事業収入

事業収入について、約7割の団体が「10万円未満」と回答した。また、中央値が0と出ており、半数以上の団体が事業収入を得ていないと認識している現状が解る。

	平均	中央値	標準偏差	最大値	最小値
2010年度	258.4714	0	1440.57	20000	0

<b>車業Ⅲ7</b> 2	2010年度(	回答数266)
事業収入	回答数	比率
10万円未満	192	72.18%
10万円~30万円未満	17	6.39%
30万円~50万円未満	6	2.26%
50万円~100万円未満	12	4.51%
100万円~200万円未満	6	2.26%
200万円~500万円未満	14	5.26%
500万円~1000万円未満	4	1.50%
1000万円~5000万円未満	11	4.14%
5000万円以上	4	1.50%
総計	266	100.00%

会費収入	2010年度(回答数266		
<b>云真似八</b>	回答数	比率	
10万円未満	158	59.40%	
10万円~30万円未満	52	19.55%	
30万円~50万円未満	16	6.02%	
50万円~100万円未満	20	7.52%	
100万円~200万円未満	10	3.76%	
200万円~500万円未満	9	3.38%	
500万円以上	1	0.38%	
総計	266	100.00%	

#### 3. 会費収入

会費収入について、約6割の団体が「10万円未満」と回答した。

	平均	中央値	標準偏差	最大値	最小値
2010年度	27 0647	4 1	62 81474	500	0

#### 4. 寄贈金収入

寄付金収入について、約8割の団体が「10万円未満」と回答した。

	平均	中央値	標準偏差	最大値	最小値
2010年度	8.545489	0	33.49373	376	0

寄附金収入	2010年度(	2010年度(回答数266)		
<b>台</b> 附並収入	回答数	比率		
10万円未満	228	85.71%		
10万円~30万円未満	16	6.02%		
30万円~50万円未満	7	2.63%		
50万円~100万円未満	11	4.14%		
100万円~200万円未満	1	0.38%		
200万円以上	3	1.13%		
総計	266	100.00%		

## 5. 繰越金収入

繰越金については、未だ繰越金の存在を否定する世論や、内部留保を認めない予算計画を立てている団体も見受けられている。そのような中、「10万円未満」と回答した団体が前回調査に比べ、約5ポイント増えた。

	平均	中央値	標準偏差	最大値	最小値
2007年度	27	2	75	587	-81
2010年度	25.95195	0	81.9151	806	-186

繰越金	2007年度(回答数210)		2010年度(回答数266)		
深屹並	回答数	比率	回答数	比率	前回比
10万円未満	131	62.38%	180	67.67%	5.29%
10万円~30万円未満	36	17.14%	37	13.91%	-3.23%
30万円~50万円未満	12	5.71%	17	6.39%	0.68%
50万円~100万円未満	13	6.19%	11	4.14%	-2.06%
100万円~200万円未満	8	3.81%	13	4.89%	1.08%
200万円~500万円未満	7	3.33%	6	2.26%	-1.08%
500万円以上	1	0.48%	2	0.75%	0.28%
その他	2	0.95%	0	0.00%	-0.95%
総計	210	100.00%	266	100.00%	0.00%

#### 6. その他

その他の収入について、「10万円未満」と回答した団体が8割に上った。中にはバザー開催による収入や、企業協賛、謝礼等上記の科目には含まれない収入を記載したと思われる。

	平均	中央値	標準偏差	最大値	最小値
2010年度	343.7211	30	1474.36	20000	0

その他	2010年度(回答数266)		
その他	回答数	比率	
10万円未満	219	82.33%	
10万円~30万円未満	23	8.65%	
30万円~50万円未満	9	3.38%	
50万円~100万円未満	8	3.01%	
100万円~200万円未満	2	0.75%	
200万円~500万円未満	4	1.50%	
500万円以上	1	0.38%	
総計	266	100.00%	

選択肢	2004年度(回答数171)		2007年度(回答数210)		2010年度(回答数266)		
	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	前回比
1.ある	58	33.92%	61	29.05%	117	43.98%	14.94%
2.ない	107	62.57%	141	67.14%	149	56.02%	-11.13%
未回答	6	3.51%	8	3.81%	0	0.00%	-3.81%
計	171	100.00%	210	100.00%	266	100.00%	

助成金等に応募した経験について、ほぼ半分の割合だが若干「2. ない」が上回った。また、前回調査時に 比べて、「1. ある」が約 15 ポイント増加、「2. ない」が約 11 ポイント減少となり、助成金等に応募する団 体が増加していることが分かる。

(問 10. に「2. ない」と答えた団体に対して) 問 10-3. その理由は何ですか。(複数回答可 N=149)

選択肢	回答数	比率
ア.必要がない	88	59.06%
イ.応募の手続が負担	25	16.78%
ウ.会員・メンバー間での合意が取れない	10	6.71%
工.情報がない	7	4.70%
オ.その他	22	14.77%
回答数149	152	102.01%

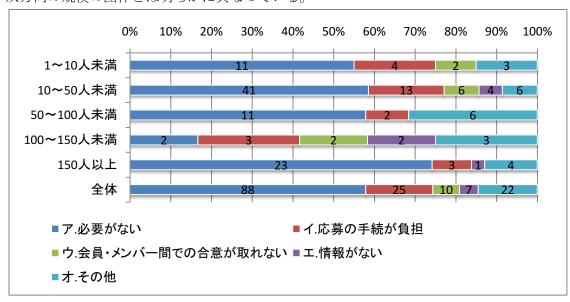
#### その他の回答

その他の回答としては、余裕がない・制度を理解していない等、団体側の技術的な理由を挙げている 団体と、そもそもなじまない・必要がない・該当するとは思わない・既に財政的支援を受けている等、 助成制度には興味の無い記述とに分かれている。

## クロス集計結果

## (1) 会員数

特徴的なのは、「100~150人未満」の団体で、「必要がない」の割合が極端に少なく、多い・少ない 双方向の規模の団体とは明らかに異なっている。



(問 10. に「1. ある」と答えた団体に対して) 問 10-2. 応募先はどこですか。(複数回答可 N=117)

選択肢	回答数	比率
ア.行政	77	65.81%
イ.民間企業	46	39.32%
ウ.その他	29	24.79%
回答数117	152	129.91%

#### その他の回答

その他の回答としては、県・市などの行政助成が3件、財団・社団の助成が12件、独立行政法人・社会福祉協会・大学・toto 助成金・生活協同組合など各1件の記載があった。

問 10-4 応募にあたって、内容についてアドバイスを求めたことがありますか。(N=117)

選択肢		回答数	比率
ア.ある		58	49.57%
イない		54	46.15%
未回答		5	4.27%
	回答数117	117	100.00%

アドバイスを求めたか

助成金等に応募するにあたってアドバイスを求めたかについて、「ある」と「ない」がほぼ半数に分かれた。

(問 10. に「1. ある」と答えた団体に対して)

問 10-5. 助成金や補助金、委託事業を受けた経験がありますか。(現在受けているものも含む N=117)

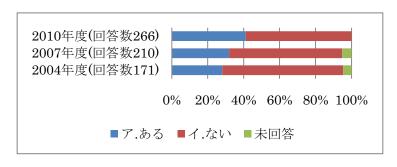
選択肢	2004年度(回答数171)2		2007年度(回答数210)		2010年度(回答数117)		
<b>迭</b>	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	前回比
ア.ある	48	28.07%	67	31.90%	93	79.49%	47.58%
イない	115	67.25%	132	62.86%	24	20.51%	-42.34%
未回答	8	4.68%	11	5.24%	0	0.00%	-5.24%
回答数117	171	100.00%	210	100.00%	117	100.00%	

助成金などの経験

応募した経験があると答えた 117 団体の回答では、約8割の団体が何かしらの財政的支援を受けることができている。

母数を今回アンケートに回答していただいた 266 団体に変えて算出しても、前々回より前回が、前回より 今回の支援率は高くなってきている。

選択肢	2004年度(	2004年度(回答数171) 2007年度(回答数210)			2010年度(回答数226)			
<b>选扒</b> 放	回答数	比率	回答数	比率	回答数	比率	前回比	
ア.ある	48	28.07%	67	31.90%	93	41.15%	9.25%	
イない	115	67.25%	132	62.86%	133	58.85%	-4.01%	
未回答	8	4.68%	11	5.24%	0	0.00%	-5.24%	
	171	100.00%	210	100.00%	226	100.00%		



(問 10. に「1. ある」と答えた団体に対して)

問 10-6. 事業費の提供元はどこですか。(複数回答可 N=117)

選択肢	回答数	比率
ア.行政	68	58.12%
イ.民間企業	33	28.21%
ウ.その他	21	17.95%
計	122	104.27%

図 10-1. 事業費の提供元

助成金等の事業費の提供元は、「ア. 行政」が約58%と最も多く、その他の回答も問10-2とほぼ同じ 団体や組織の名称が並んでいる。複数回答であったが、設問の中で、重複回答数の最も少ない問となった。

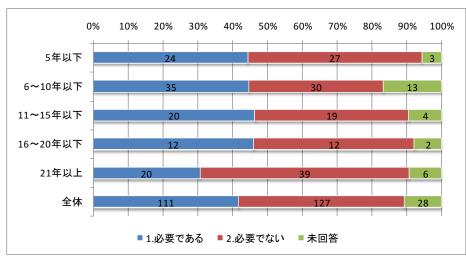
問11 助成金の応募にあたって、応募内容についての相談やアドバイスは必要ですか。(N=266)

選択肢	回答数	比率
1.必要である	111	41.73%
2.必要でない	127	47.74%
未回答	28	10.53%
計	266	100.00%

#### クロス集計結果

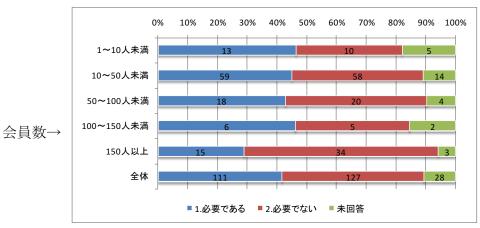
#### (1) 団体設立年月・会員数

微妙な差ではあるが、5年以下~20年までの団体は、サポートが必要と回答し、21年以降は必要と



は思っていないことが解る。この傾向は、構成人数にも顕著に表れ、150人以上の団体を除いて約4割以上の団体が、アドバイスを求める結果となった。

↑設立年月



資料-38

# 2.1.4 情報の受発信に関する質問(全団体対象: N=266)

問12 貴団体は団体に関するどのような情報を発信していますか。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率
1.活動紹介	195	73.31%
2.イベント情報	159	59.77%
3.会計報告や総会資料など団体の運営に関する資料	75	28.20%
4.会員やボランティアの募集	90	33.83%
5.特に発信している情報はない	27	10.15%
6.その他	18	6.77%
計	564	212.03%

どのような情報を発信しているかについて、「1. 活動紹介」が最も多く約73%となり、「2. イベント情報」 が約60%、「4. 会員やボランティアの募集」が約34%と続いた。

#### その他の回答

教材の提供・他団体の情報等、3件の記載があった。しかしながらその他は、発信手段であった。

問 12-2 どのような手段を使用していますか。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率
ア.ポスター	48	18.05%
イパンフレット、チラシ	148	55.64%
ウ.会報、機関紙	116	43.61%
エ.ホームページ等WEBページ	117	43.98%
オメーリングリスト	45	16.92%
カ.雑誌・新聞・テレビ	30	11.28%
キ.フリーペーパー	20	7.52%
ク.その他	21	7.89%
計	545	204.89%

情報を発信する際にどのような手段を用いているかについて、「イ.パンフレット、チラシ」が約 56% と最も多く、「エ.ホームページ等 WEB ページ」と「ウ.会報、機関紙」が約 44%と続いた。

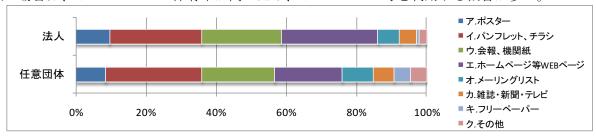
#### その他の回答

その他の記載は、広報ふじさわ(5件)が最も多く、メールでの発信、掲示板への掲示、郵送物、タウン誌、月刊刊行物への掲載と、口コミ(2件)による情報発信手段を有効に使っている団体もあった。

### クロス集計結果

#### (1) 法人格の有無

法人の場合は、ホームページの保有率が高いため、ホームページ等を利用する割合が多い。



問13 貴団体が活動に必要とする情報は何ですか。(複数回答可)

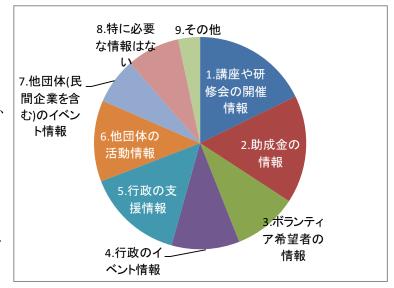
選択肢	回答数	比率
1.講座や研修会の開催情報	96	36.09%
2.助成金の情報	89	33.46%
3.ボランティア希望者の情報	53	19.92%
4.行政のイベント情報	56	21.05%
5.行政の支援情報	80	30.08%
6.他団体の活動情報	67	25.19%
7.他団体(民間企業を含む)のイベント情報	38	14.29%
8.特に必要な情報はない	44	16.54%
9.その他	18	6.77%
計	541	203.38%

図 13- 1 活動に必要な情報

活動に必要とする情報について、「1. 講座や研修会の開催情報」が約36%と最も多かった。「2. 助成金の情報」が約33%、「5. 行政の支援情報」が約30%と続いた。しかしながら、特に突出した数字は見受けられず、サンプル数が少ないためか、団体規模・設立年・活動分野によるクロス集計も特徴ある結果は無かった。

## その他の回答

活動分野に関する情報が必要と回答した団 体が最も多く、ついで行政(藤沢市)の政策



や施策に関する情報、センターの利用に関する情報の記載があった。

問14 貴団体は活動に必要な情報をどこから得ていますか。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率
1.市民活動推進センター	120	45.11%
2.市民活動推進センター以外の市民活動支援施設	29	10.90%
3.公共施設等に掲示してあるポスターパンフレット、チラシ等	50	18.80%
4.他団体の会報、機関紙等	57	21.43%
5.インターネット	112	42.11%
6.メーリングリスト	27	10.15%
7.雑誌、新聞、テレビ	82	30.83%
8.行政の広報紙	79	29.70%
9.フリーペーパー	8	3.01%
10.特に必要な情報はない	30	11.28%
11.その他	38	14.29%
計	632	237.59%

図 14-1 団体の情報源

活動に必要な情報をどこから得ているかについて、「1. 市民活動推進センター」と答えている団体が約45%と最も多かった。「5. インターネット」が約42%、「7. 雑誌、新聞、テレビ」が約31%と続いた。

情報源として、団体設立のきっかけと密接な関係があることが解った。きっかけの元になっている上 部組織や、関連団体、設立に関与していた組織からの情報提供などを挙げている。逆に、独自のネッ トワークや会員間の会議を情報源と捉えている団体もあった。

# 2.1.5 運営に関する質問 (全団体対象: N=266)

## 問 15 貴団体で必要としているのはどのような人材ですか。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率
1.団体の運営・経営を行う人材(理事・役員など)	62	23.31%
2.団体の活動・事業の中核を担うスタッフ	118	44.36%
3.ボランティアとして活動に関わる人	121	45.49%
4.団体の活動についてアドバイスしてくれる専門家	41	15.41%
5.法律・会計等団体の運営に関することについてアドバイスしてくれる専門家	23	8.65%
6.資金や物品を提供してくれる支援者的人材	66	24.81%
7.特に必要としていない	47	17.67%
8.その他	24	9.02%
計	502	188.72%

図 15-1

必要としている人材について、「3. ボランティアとして活動に関わる人」が約 45%と最も多く、「2. 団体の活動・事業の中核を担うスタッフ」が約 44%、「6. 資金や物品を提供してくれる支援者的人材」が約 25%と続いた。

#### その他の回答

人材という切り口で、仲間を募集することに多少の抵抗を感じる表現が見受けられ、ミッション性や 団体のみで役立つスキルを求める言葉が散見される。但し、団体の悩みの中でも切実な後継者を示唆 する「若い人(60代を含む)」や一般的ではあるが、特定な技術者を求める記述も多くみられた。

#### クロス集計結果

#### (1) 団体設立年月(図 15-2)

やはり、設立後、15年が一つの試金石のようで、そこまでは人材の新規参入を求める思いが募っていくようである。その後、安定期に入り、特に募らないが、ボリュームを増していく傾向がみられる。

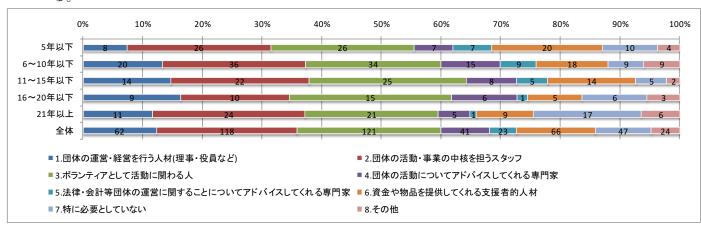


図 15-2

問16 貴団体では活動や運営上、どのような専門的知識・技術を必要としていますか。(複数回答可)

選択肢	回答数	比率
1.団体の活動に関する専門的知識・技術	118	44.36%
2.パソコンやインターネットの知識・技術	125	46.99%
3.経理についての知識	44	16.54%
4.広報や編集の技術	84	31.58%
5.労務管理の知識	11	4.14%
6.組織運営の知識	29	10.90%
7.特に必要としていない	66	24.81%
8.その他	18	6.77%
計	495	186.09%

図 16-1 必要な専門知識・技術

求めている専門的知識・技術について、「2. パソコンやインターネットの知識・技術」が約 47%と最も多く、「1. 団体の活動に関する専門的知識・技術」が約 44%、「4. 広報や編集の技術」が約 32%と続いた。「特に必要としていない」団体も約 25%に上る。

## その他の回答

今回は、「その他スキル」として解りやすく記載されていた。税務・法律の専門知識・コーディネータ・ファシリテーター・作文の能力・経営スキル・演奏家などがあった。しかしながら、ここでも、市民活動ならではの、ミッション性や団体のみで役立つスキルを求める言葉が散見される。

## クロス集計結果

#### (1) 法人格の有無(図 16-2)

全体を通した割合と同様に、活動に関する知識と P C 技術でほぼ 5 割の回答があったが、経理・労務といった、団体管理に関する知識や技術は、圧倒的に法人が多い。

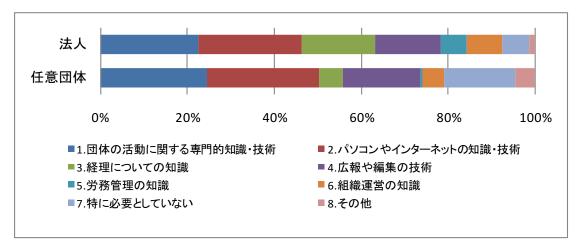


図 16-3

# 2.1.6 市民活動推進センターに関する質問(全団体対象: N=266)

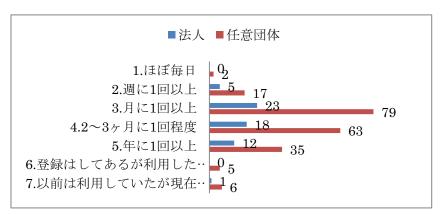
問17 市民活動推進センターの現在の利用頻度はどのくらいですか。(該当する番号1つに「○」)

選択肢	回答数	比率
1.ほぼ毎日	2	0.75%
2.週に1回以上	22	8.27%
3.月に1回以上	102	38.35%
4.2~3ヶ月に1回程度	81	30.45%
5.年に1回以上	47	17.67%
6.登録はしてあるが利用したことはない	5	1.88%
7.以前は利用していたが現在は利用していない	7	2.63%
計	266	100.00%

間 17-1 センターの利用頻度

推進センターの利用頻度について、「月に1回以上」が約38%と最も多く、「 $2\sim3$  ヶ月に1回程度」が約30%、「年に1回以上」が約18%と続いた。

下の表は法人格を持つ団体と任意団体の利用頻度である。明らかに法人利用は少ないものの、利用頻度の割合はほぼ同じであった。(法人:59団体 任意団体:207団体)



間 17-2 どのような目的で利用されますか。(複数回答可 N=253)

選択肢	回答数	比率
ア.会議・打ち合わせのため	162	63.78%
イ.印刷・コピーをするため	163	64.17%
ウ.インターネット・パソコンを利用するため	25	9.84%
エ.本を閲覧・借りるため	3	1.18%
オ.作業をするため	73	28.74%
カ.掲示物・配架物を確認するため	36	14.17%
キ.運営相談をするため	26	10.24%
ク.相談会(会計・労務・ITよろず相談)に参加するため	7	2.76%
ケイベントや講座に参加するため	41	16.14%
コ.その他	18	7.09%
回答数254	554	218.11%

問 17-2 利用の目的

推進センターを利用する目的について、「印刷・コピーをするため」と「会議・打ち合わせのため」 が約 64%と最も多く、「作業をするため」が約 29%と続く。

## その他の回答

印刷機やコピー機ではないセンター内の設備・物品(紙おり機・シュレッダー・PC・プロジェクター等)の借用のためや、ロッカー・レターケース利用の目的での利用も少なくない。

問 17-3 推進センターを利用しない・しなくなった理由は何ですか。(該当するもの1つに「○」N=11)

選択肢	回答数	比率
ア.地理的にセンターが遠いから	3	25.00%
イ.混雑しているから	0	0.00%
ウ.他の市民活動支援施設を利用しているから	1	8.33%
エ.他の公共施設を利用しているから	2	16.67%
オ団体の事務所等があり、センターを利用する必要がない	2	16.67%
カセンターの設備やサービスが足りないから	1	8.33%
キ.その他	2	16.67%
回答数12	11	91.67%

問 17-3 利用しなくなった理由

センターを利用しない・しなくなった理由としては、「ア. 地理的にセンターが遠いから」が 25%と最も 多く、「他の公共施設を利用しているから」と「団体の事務所等があり、センターを利用する必要が ないから」が約 17%と続いた。心配していた「混んでいるから」は、回答数 0 となった。 その他の回答

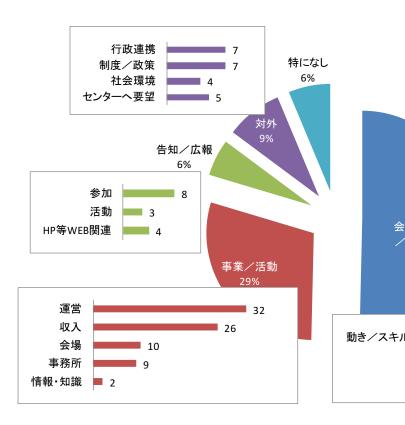
現在活動を休止中のため利用をお休みしている団体があった。

# 2.1.7 抱える課題 (全団体対象: N=266)

問 18 団体の課題など 意見記入団体数 154 団体 未記入 112 団体 記入意見件数 270 件

記述された意見を、ある程度分解・分類し、

数字化を試みた



大きな分類		意見数
一会 コーカルコ	動き/スキル/育成	53
会員/スタッフ /ボランティア	米石	46
/ ハフンデイグ	年代	37
	運営	32
	収入	26
事業/活動	会場	10
	事務所	9
	情報•知識	2
	参加	8
広報	活動	3
	HP等WEB関連	4
	行政連携	7
対外	制度/政策	7
XIJ7F	社会環境	4
	センターへ要望	5
	寺になし	17
意見総数		270
・/スタッフ ミランティア 50%		
<u> </u>		53
育成		
育成 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数		46

現在活動を休止中のため利用をお休みしている団体があった。

抱える課題として、真っ先に思いつく事案は、会員やスタッフ等の人材に関する悩みと思われる。自由記入の約半数の意見がそこに集約される。又、今後の見通しを考える中でも、スタッフや運営者のスキルを求める傾向が見え、「後継者」という言葉に代表される次世代への継承を課題としている現状が浮かび上がってくる。しかしながら、会員の増加現象そのものを課題としている団体が2団体あり、今後の活動の進み方を注目したい。

次に多い課題は、活動・運営そのものとなっており、特に、人の課題に連動した団体運営をあげている。 続く課題は財政面となるが、標記として使われている言葉は「助成金」「補助金」「寄付金」等、収入に関 するものが多い。又、場所に関しても、事務所とは別に活動する会場(イベント会場、展示会場、運動場、 セミナー会場、ホール等)にも関心が高い。

その他、参加者の確保とともに、団体の活動を広めることを課題にしている団体や、対外的な要因を課題としている団体も数は少ないが見ることができる。行政への要望と政策や制度に対し課題を持っている団体の中には、藤沢市だけではなく、神奈川県との協力関係に不安を感じる団体がある一方で、市民の意識変化を課題と捉えている団体も少なくない。最後に、センターへの要望として、北部方面を含む他地区への進出を望む声、駐車場、会議室の予約・利用勝手、についての記載があったことを加える。

#### 自由記述の抜粋

- ・高齢化が進み、目標に対する熱意が欠けて来た。
- ・現在、市との恊働事業に伴う事務に時間を取られます。その為、会の本来の活動が手薄となっています。
- ・活動を取りまとめたり、IT化させたりしたい人が入会したとしてもその人達を活用できない。
- ・若い役員は、仕事を持っている人も多く、会議の持ち方や行事を行う時等に工夫が必要だ。
- ・資金力があまりないので、活動が制限される。
- ・基本的には運営資金等、経済的な問題が大きいと考えます。
- ・企業、個人協賛が収入のベースとしているが、協賛金を得るのが困難になってきている。
- ・月に1回の勉強会のための会議室の確保と、大きなイベントの時の場所の確保です。
- ・団体として、学校など地域へ向けて情報提供・講座開催等をすることになった時の手段、取り組み方について、情報が必要になると思います。
- ・低料金でサービスの提供をしているが、賃貸料金が大変である。
- ・県と市の連携が不充分である。
- ・藤沢市行政のNPOに対する取組みが不充分である。
- ・市行政との調整について、幹部が交替するたびに十分な引き継ぎがない等、一から説明をしなければならない大きなムダがある。
- ・湘南台周辺では、会議や打ち合わせをする場所もないのでファミリーレストランを使ったりしている。 市北部に市民活動センターがほしい。
- ・他の団体と連携を推進しようとしても、北部には拠点もなく集まりを持つ事等に準備がかかってしまう。 他のエリアにも、推進センターの様な機能があると良い。
- ・駐車場がほしい。

# 2.2 協働事業 (活動) 実態調査

# 2.2.1 他者との協働に関する質問 (N=266)

問19 活動を行う中で他団体(他の市民活動団体、自治会・町内会などの地縁組織、学校、地域経営会議、 民間企業、行政他) とのつながりの必要性を感じたことがありますか。

選択肢	回答数	比率
1.常にある	92	34.59%
2.ときどきある	51	19.17%
3.たまにある	56	21.05%
4.ない	64	24.06%
未回答	3	1.13%
計	266	100.00%

図 19- 1

つながりの必要性について「1. 常にある」・「2. ときどきある」・「3. たまにある」合わせて約 75%近くの団体がつながりの必要性を感じている。

#### クロス集計結果

#### (1) 活動分野(図 19-2)

活動分野に応じての回答を得た。学術芸術分野は、「ない」の回答が顕著であった。続いて、国際協力、情報化と続く。逆に、まちづくり、男女共同の分野は、繋がりの必要性を強く感じている。

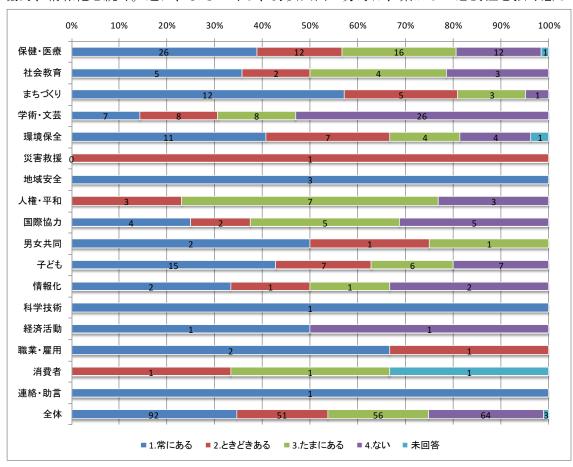


図 19-2

問 19-1 他団体と連携して事業を行う際には、

相談やアドバイス、紹介等が必要ですか。(N=199)

選択肢	回答数	比率
1.必要である	128	64.32%
2.必要でない	60	30.15%
未回答	11	5.53%
回答数199	199	100.00%

図 19-3

他団体と連携して事業を行う際の相談やアドバイス・紹介等について、約 64%の団体が必要と感じている。

問 20 貴団体は他の市民活動団体・地域(自治会などの地縁組織や学校等)・民間企業・行政等、 他者と連携して事業を行ったことがありますか。

選択肢	回答数	比率
1.ある	169	63.53%
2.ない	94	35.34%
未回答	3	1.13%
計	266	100.00%

図 20- 1

他社と連携した事業を行った経験について、約64%の団体が「1. ある」と回答した。 クロス集計結果

#### (1) 法人格の有無(図 20-2)

他セクターとの連携は、法人が8割強、任意団体においては6割弱である。

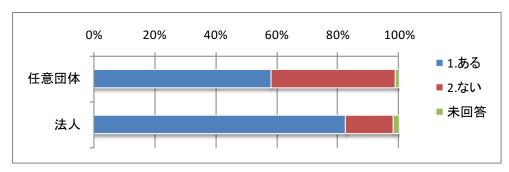


図 20- 2

問 20-2 連携の相手方はどこですか。(複数回答可) (N=169)

選択肢	回答数	比率
ア.他の市民活動団体	91	53.85%
イ.地域	61	36.09%
ウ.民間企業	34	20.12%
工.行政	84	49.70%
オ.その他	22	13.02%
回答数169	292	172.78%

図 20- 2

連携の相手方について、約54%の団体が「ア.他の市民活動団体」と答えた。「エ.行政」が約50%、「イ.地域」が約36%と続いた。

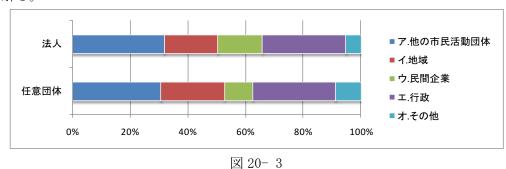
その他の回答を抜粋する。

小学校(3)・他専門職団体・財団法人・大学・他市のボランティア団体・大学・NGO・起業家・研究所・自治会・上部組織等

## クロス集計結果

#### (1) 法人格の有無(図 20-3)

僅かな差ではあるが、任意団体の連携相手は地域が多く、法人は民間企業との連携に割合が高いことが解る。



問 20-3 どのようにして連携の相手方を見つけましたか。(複数回答可) (N=169)

連携の相手方の見つけ方として、「ウ. 自ら探して交渉した」が最も多く約 48%を占めた。

選択肢	回答数	比率
ア.協働のプログラムに応募した	25	14.79%
イ.紹介してもらった	64	37.87%
ウ.自ら探して交渉した	81	47.93%
エ.その他	42	24.85%
回答数169	212	125.44%

図 20- 4→

# 2.2.2 藤沢市との連携・協働に関する質問 (N=266)

問21 貴団体では藤沢市と連携・協働して事業を行ったことがありますか。

選択肢	回答数	比率
1.ある	126	47.37%
2.ない	138	51.88%
未回答	2	0.75%
計	266	100 00%

藤沢市との連携について、「2. ない」が約 52%、「1. ある」が約 47%と、「2. ない」が若干上回る結果となった。

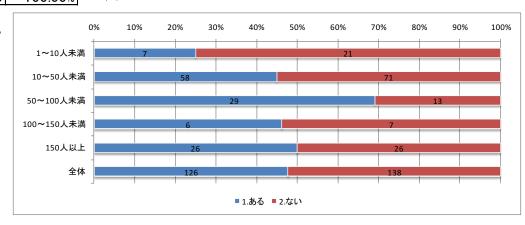
←図 21- 1

## クロス集計結果

(2) 法人格の有無 (図 21-2)

最も連携実績のある 団体規模は、50 人~ 100 人であることが解った。

図 21-2→



#### 問 21-2 貴団体が経験した連携のかたちを全て選択してください。(N=126)

選択肢	回答数	比率
ア.藤沢市から補助金、助成金を受けている	40	31.75%
イ.藤沢市からの業務委託を請け負っている	32	25.40%
ウ.藤沢市との共催事業・協働事業の実施等、互いの事業に協力している	36	28.57%
エ.団体事業の実施時に、藤沢市の後援名義を受けている	60	47.62%
オ.事務についての協力を藤沢市から受けている	7	5.56%
力、藤沢市の共催を受けて、団体事業の広報活動に藤沢市の広報紙等を利用している	29	23.02%
キ.その他	20	15.87%
回答数126	224	177.78%

図 21- 2

経験した連携のかたちについて、「エ.団体事業の実施時に、藤沢市の後援名義を受けている」が約 48% と最も多く、「ア.藤沢市から補助金、助成金を受けている」が約 32%、「ウ.藤沢市との共催事業・協働事業の実施等、互いの事業に協力している」が約 29%と続いた。

問 21-3 連携事業を行わなかった理由を全て選択してください。(N=138)

選択肢	回答数	比率
ア.現在団体で独自に行っている事業の運営で忙しい	29	21.01%
イ.すでに行政(国・県・市)との連携・協働事業を行っているため	8	5.80%
ウ.現在の団体の人員、予算、設備等では、藤沢市と連携・協働はできない	12	8.70%
エ.行政との連携・協働に関する知識がない	18	13.04%
オ.藤沢市との連携・協働にそれほどのメリットがあると思えない	10	7.25%
カ.行政との連携・協働に向かない活動を行っている	10	7.25%
キ.藤沢市との連携・協働は好ましくない	1	0.72%
ク.藤沢市とは一定の距離をおいて活動をしていきたい	2	1.45%
ケ.特に必要と思わない	31	22.46%
コ.その他	33	23.91%
回答数138	154	111.59%

図 21- 3

連携を行わなかった理由として、「ケ. 特に必要と思わない」が約 22%、「ア. 現在団体で独自に行っている事業の運営で忙しい」が約 21%と多くを占めた。

問 22 藤沢市では、平成 18 年度から公益的な市民活動の事業に対して財政的な支援を行う「藤沢市公益的市民活動助成事業」を実施しています。「藤沢市公益的市民活動助成事業」を知っていますか。

選択肢	回答数	比率
1.知らない	119	44.74%
2.知っているし、応募したことがある	27	10.15%
3.知っているが、応募したことはない	116	43.61%
未回答	4	1.50%
計	266	100.00%

図 22- 1

「藤沢市公益的市民活動助成事業」について、「1.知らない」が約45%、「2.知っているし、応募したことがある」と「3.知っているが、応募したことはない」と合わせて約54%と、事業に対しての認知度は過半数を超えていた。

間 22-2 3の理由は何ですか。(複数回答可 N=116)

選択肢	回答数	比率
ア.応募の手続きが煩雑	27	23.28%
イ.助成金額が少ない	5	4.31%
ウ.必要がない	50	43.10%
エ.会員・メンバー間での合意が取れない	14	12.07%
オ.その他	23	19.83%
回答数116	119	102.59%

図 22- 2

「藤沢市公益的市民活動助成事業」については知っているが応募はしていない理由として、「ウ. 必要がない」が約43%と最も多く、「ア. 応募の手続きが煩雑」が約23%、「エ. 会員・メンバー間での合意が取れない」が約12%と続いた。

#### その他の回答

その他の回答を抜粋する。

企画を具体化できなかった・間に合わなかった・該当する事業がない・良く知らなかった等、団体側の事情と、募集時期・募集エリア・活動期間等、募集要項に関する記載があった。他に、他の助成や補助を受けている、特定な活動のため助成対象ではないのではないか等、本制度に関する記載や、他の助成制度に関する記載もあった。

問 23 藤沢市では、平成 18 年度から市民活動団体の特性を活かし、市民の視点や発想から新しい公共サービスや価値を生み出していくことを目指して「藤沢市市民活動団体提案協働事業」を実施しています。 「藤沢市市民活動団体提案協働事業」を知っていますか。

選択肢	回答数	比率
1.知らない	163	61.28%
2.知っているし、応募したことがある	12	4.51%
3.知っているが、応募したことはない	87	32.71%
未回答	4	1.50%
計	266	100.00%

「藤沢市市民活動団体提案協働事業」に 6000 ついて、「1. 知らない」が約61%と多く、 事業を知っている団体は約37%に留ま った。

問 23-2 3 の理由は何ですか。(複数回答可 N=87)

選択肢	回答数	比率
ア.現在団体で独自に行っている事業の運営で忙しい	37	42.53%
イ.すでに行政(国・県)との連携・協働事業を行っているため	8	9.20%
ウ.現在の団体の人員、予算、設備等では、藤沢市と連携・協働はできない	14	16.09%
工.行政との連携・協働に関する知識がない	6	6.90%
オ.応募手続が煩雑	15	17.24%
カ.市の支出する経費の限度額(200万円)が少ない	1	1.15%
キ.協働の相手方となりうる行政が積極的でない	9	10.34%
ク.藤沢市との連携・協働にそれほどのメリットがあると思えない	2	2.30%
ケ.行政との連携・協働に向かない活動を行っている	6	6.90%
コ.藤沢市との連携・協働は好ましくない	0	0.00%
サ.藤沢市とは一定の距離をおいて活動をしていきたい	2	2.30%
シ.特に必要と思わない	22	25.29%
ス.その他	9	10.34%
回答数87	131	150.57%

「藤沢市市民活動団体提案協働事業」については知っているが応募はしていない理由として、「ア. 現在団体で独自に行っている事業の運営で忙しい」が約43%と最も多く、「シ. 特に必要と思わない」が約25%、「オ. 応募手続が煩雑」が約17%と続いた。

#### その他の回答

その他の回答を抜粋する。

問 21 と同様の意見が多いが、分相応の活動がしたいなど、協働事業への参画にあまり興味の無い 団体がある一方で、協働事業の資料を集め始めた等、今後に期待する記載もあった。

# 3 総括

今回の調査は、定期的に行う「活動実態調査」と「協働事業実態調査」を併せて行ったため、設 問が多く、登録団体の皆様には多くの負担をおかけしました。

回収率は、2004年、2007年に比べ、登録団体数は増えたものの、回収率はアップし、センター 事業に対する、登録団体の協力意識の高さを見ることができました。

活動実態調査における特徴的な傾向は、以下の5点と思われます。

- ① 活動内容は、団体の設立のきっかけや体制によって傾向がはっきりしている。
- ② 任意団体と法人との活動形態に差が出てきた。
- ③ WEB環境の整備が進みつつある。
- ④ 若年層の活動が増える傾向にある。
- ③ 財政規模は横ばい。

藤沢市における、公益的な市民活動団体の数は、新しい公共の名のもとに確実に増え、新規登録団体も増え続けています。そのような中、活動の継続と人材の確保は、大きな課題として立ちはだかってきているようです。又、推進センターのあり方や活動場所の確保等、活動環境の整備も未だ、充足している状態ではありません。

今後の市民活動団体への支援策には、アンケートから見える実態の数字を勘案することが望まれます。

次に、協働事業実態調査における、登録団体の動向と傾向ですが、団体の活動規模によって意識の差や、法人格の有無による意識の差が表れています。又、収入総額30万円未満の団体が全体の約半数を占める状況では、手続きに関する要望や、他の助成金・補助金との区別、制度の不安定感等、解りずらい印象に関するご意見が数多く寄せられたことは、納得できます。しかしながら、助成制度・協働事業の認知度の低さは如何ともし難く、センターでのPR不足も一因と考えられ、今後、早急な対応が求められます。

## 2010年度藤沢市市民活動推進センター研究調査

『市民活動団体の活動状況調査(活動実態調査及び協働事業実態調査)』

2010年10月

発行 藤沢市市民活動推進センター

神奈川県藤沢市藤沢 1031 小島ビル 2階

電話 0466-54-4510

調查·編集 特定非営利活動法人 藤沢市市民活動推進連絡会

神奈川県藤沢市湘南台 1-14-14

電話 0466-27-4057

# 藤沢市市民活動推進計画

2011年(平成23年)3月

発行:藤沢市市民自治部市民自治推進課 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 Tel 0466 (25) 1111